

教育福祉委員会審査日程表

日 時 令和 8 年 9 月 1 6 日（水）

午前 9 時 3 0 分開議

場 所 第 3 ・ 4 委員会室

- | | | |
|-----|-----------|--|
| 第 1 | 陳情第 1 4 号 | 「公開性を重んじた本来の教育委員会会議の運営」を求める陳情書 |
| 第 2 | 陳情第 1 5 号 | 「流山市幼児教育支援センター附属幼稚園の園児募集を速やかに行うこと」を求める陳情書 |
| 第 3 | 議案第 3 7 号 | 流山市幼児教育支援センター及び附属幼稚園の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 4 | 陳情第 1 7 号 | 流山市における小中学校給食費完全無償化に向けた千葉県および国への財政支援を求める意見書提出を求める陳情書 |
| 第 5 | 陳情第 1 2 号 | 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する陳情書 |
| 第 6 | 陳情第 1 3 号 | 「国における 2 0 2 7 年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する陳情書 |
| 第 7 | 陳情第 1 1 号 | 放課後児童クラブ（学童保育）における長期休業時の利用制度拡充および公的支援の推進に関する陳情書 |

第 8 議案第 6 3 号 令和 7 年度流山市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

第 9 議案第 6 2 号 令和 8 年度流山市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

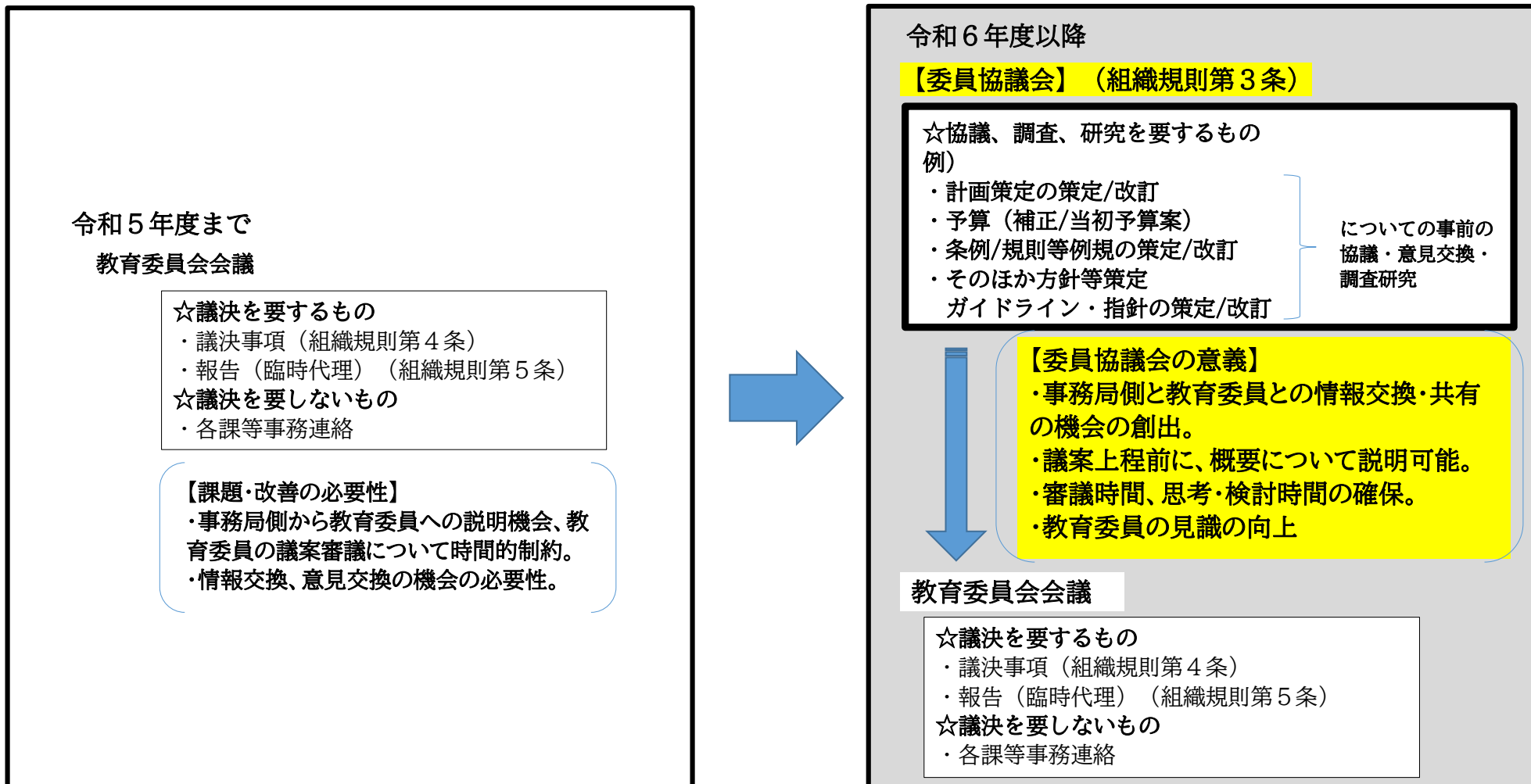
第 1 0 所管事務の継続調査について

「公開性を重んじた本来の教育委員会会議の運営」を求める陳情書

令和8年第3回定例会
教育福祉委員会
陳情第14号 資料

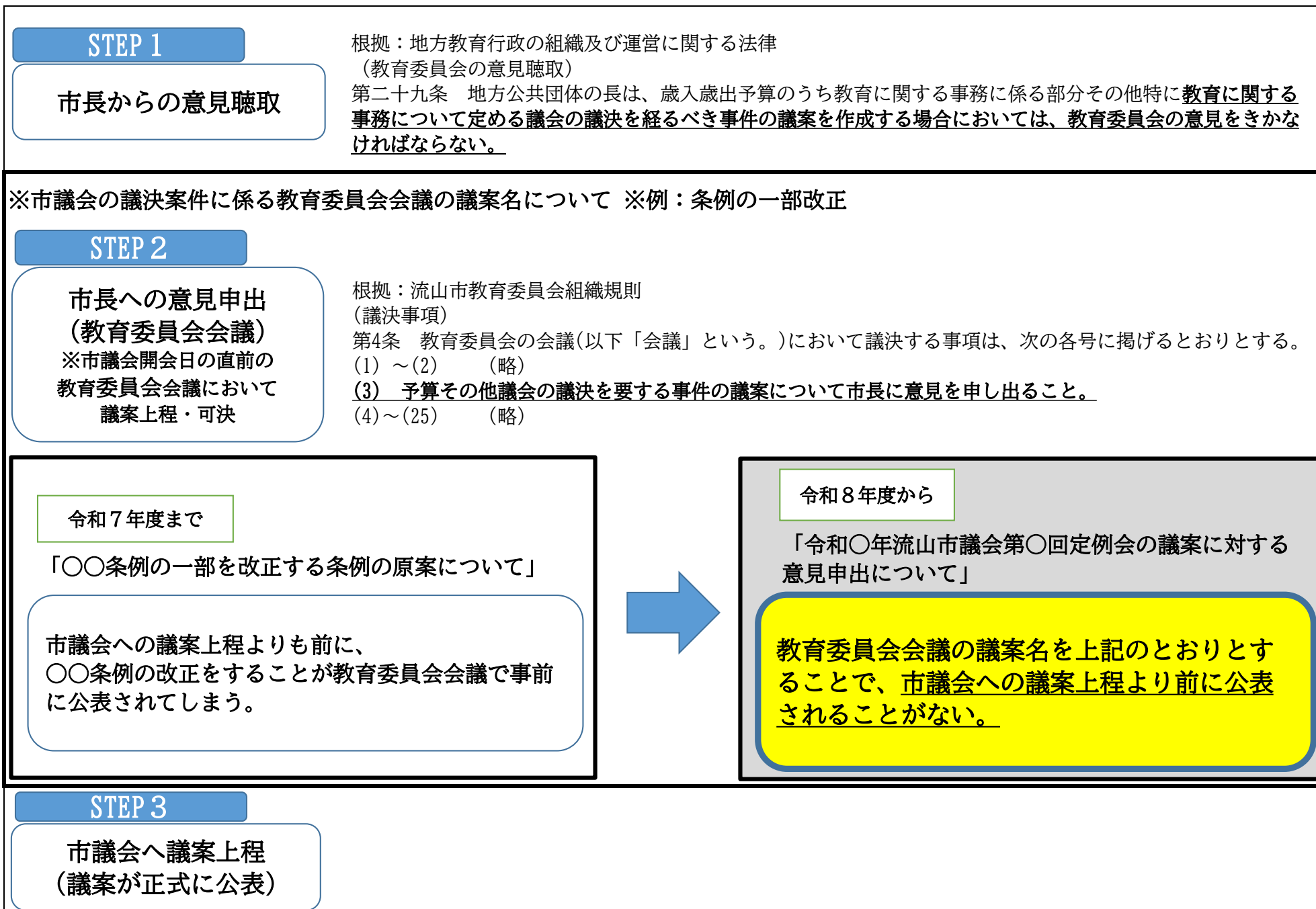
【教育委員会会議の形骸化に関する執行部見解】

教育委員会委員協議会の開催による活性化



【教育委員会会議の公開性に関する執行部見解】

1 教育委員会会議 市長への意見申出に係る法的根拠及び事務手続き等について



2 教育委員会会議の公開・非公開について

【関係法律・規則】
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）
（会議）
第14条第7項
「教育委員会の会議は、公開する。ただし、人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席者の三分の二以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。」

流山市教育委員会会議規則
（会議の公開等）
第13条 会議は、公開とする。ただし、次の各号に掲げる事項について審議し、又は報告を受ける場合において、教育長又は委員の発議により出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。
(1) 任免、賞罰等職員の身分取扱いその他の人事に関する事項
(2) 訴訟、審査請求その他の争訟に関する事項
(3) 前2号に掲げるもののほか、個人に関する情報を含み、会議を公開することにより個人の権利利益を害するおそれのある事項
(4) 市長又は議会に対する意見の申出その他の関係機関との協議等を必要とする事項
(5) 前各号に定めるもののほか、会議の公開が不相当である事項

流山市教育委員会会議においては、補正予算、条例改正、工事請負契約等、市議会の議決を要する案件に係る市長への意見申出についての議案は、会議冒頭の教育長及び教育委員の議決により、非公開の案件として審議

※これまでの教育委員会会議でも「市議会の議決を要する案件」は、非公開案件として審議（＝当該非公開の取扱いはこの議案第37号だけに限定したものではなく、これまでも一切変更無し）

【参考】他自治体における市議会の議決案件（市長への意見申出）に係る会議の公開・非公開の取扱いについて
教育委員会会議における市長への意見申出案件に関して、会議議事を非公開扱いとしている近隣の自治体
・ 柏市
・ 松戸市
・ 野田市
・ 鎌ヶ谷市
・ 船橋市
※他自治体のホームページにて公表されている会議録の内容を基に、本市独自で調査。

3 教育委員会会議の会議録の公開について

【関係法律・規則】
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）
（会議）
第14条第9項
「教育長は、教育委員会の会議の終了後、遅滞なく、教育委員会規則で定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。」

流山市教育委員会会議規則
（会議録の作成）
第29条 教育長は、会議終了後、速やかに、職員に会議録を作成させるものとする。
（会議録の記載事項）
第30条 会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
(1) 開会及び閉会に関する事項
(2) 教育長、出席委員及び欠席委員の氏名
(3) 説明のために出席した職員の職氏名
(4) 教育長等の報告の要旨
(5) 議題及び議事の概要
(6) 前各号に掲げるもののほか、教育長又は会議において必要と認めた事項
（会議録の承認）
第31条 会議録は、次の会議において、その承認を求めなければならない。
2 会議録に記載した事項に関して委員の中に異議があるときは、教育長は、これを会議に諮って会議録の修正の可否を決定しなければならない。
（会議録の署名）
第32条 会議録には、教育長が指名した委員1名及びこれを作成した職員が署名するものとする。

令和7年度

審議を非公開扱いとした市長への意見申出に係る議案については、公開扱いの議案と異なり、説明内容等の詳細は掲載せずに、翌月の教育委員会会議での会議録承認後、市ホームページにて公表
※非公開扱いの議案の会議録の記載例
「議案第〇号「〇〇条例の一部を改正する条例の原案について」
「〇〇部長、〇〇課長の説明後、審議に入り、原案どおり可決された。」

令和8年度から

審議を非公開扱いとした市長への意見申出に係る議案についても、他の公開扱いの議案と同様に、説明内容、質疑内容、発言者等の情報を、翌月の教育委員会会議での会議録承認後、市ホームページにて公表

市長への意見申出の議案については、翌月の教育委員会会議開催時点では、既に市議会へ上程されていることから、会議録まで非公開とする必要性はないと判断し、教育委員へお諮りの上、非公開議事内容も含めて公開している。
→これまで以上に、教育委員会会議の公開性について、より一層の向上を図っている。

流山市幼児教育支援センター附属幼稚園入園希望者と在園保護者の声

次年度以降、附属幼稚園に入園を希望する親子及び在園保護者の声を集めました。

令和 9 年度 入園希望	来年度年少入園希望です。附属幼稚園に入園したいです。他は考えられません。附属幼稚園は親が選ぶ園ではありません。 子どもが「ここに行きたい！」と子どもが行きたがる園です。 他の園に 3 歳児年少から行っているお友だちの子ども(園庭開放に参加中)も「ふぞくようちえんにかよいたい！どうしてここじゃないの？」と言っていると教えてくれました。転園も考えたいけど私立に莫大な入園金を払ってしまったこと、2 年保育、廃園の問題があって選べなかったそうです。 他の園を卒園した子どもさんも「この園に通いたかった」と言っているのをよく聞きます。 子どもが「ここがいい」と言うのです。 子どもが選ぶ園は本物ではないでしょうか？ 子どもの声は届きませんか？なぜ多くの子どもがここがいいというのか考えていただけませんか。その声に真摯に向き合ってこそ未来に希望が持てるのではないのでしょうか。 価値が分からないのなら 1 日でいいですから朝から子どもの帰宅時間まで 1 日幼稚園教諭体験をして頂けないでしょうか？
令和 9 年度 入園希望	のびのびで一年間参加させていただきました。先生方の細やかなご指導、心配り、子どもたちが楽しんで過ごせるように努力されていて、とても楽しい幼稚園でのプレが過ごせました。流山市唯一の公立の幼稚園なので、もっと良さをアピールして沢山の親子に来てもらえる場所になったらいいと思います。こんなに良い幼稚園が廃園になるなんて、勿体無いです。流山市は子どもが多いので、認知を広めれば絶対に需要はあるはずです。
令和 9 年度 入園希望	任期を全うするのではなく仕事を全うしてください。市政は市長の為のものではなく、市民の為のもの。全員が納得する形はないかもしれませんが、せめて責任者としての誠意を見せてください。Instagram 等の資料を拝読しましたが、そもそも毎年募集時期に廃園問題が出ている事自体募集減少に繋がってる事に気付いて下さい。そしてそれを何も決まってない状態から公の場で発言した事。これはとてつもなく悪質です。 また、保育園通っている母が幼稚園に転園する事例もあります。そこにも目を向けて下さい。 まだ、まだ廃園と判断するのは時期早々かと思います。歴史ある幼稚園です。それを無くする事はそれなりに時間がかかるかと思います。 どんな言葉で訴えかけてもこの陳情書すら目に通ってないでしょう。私の周りの子育て世代の方は流山市政に対して絶望を感じてます。

令和 9 年度 入園希望	勉強や行事に力をいれる幼稚園が目立ちますが、公立の園が流行り廃りに関係なく子どもの育ちを大切にしていけることは大事だと思います。そういう園が公立として今あることの意味はとても大きいし、子育てするうえでの安心につながると感じます。 3 年保育にして、廃園の可能性がなくなれば、入園希望する人はいると思います。その情報と条件があるから、候補にすらあがってこない状況で廃園にしてしまうのはどうなんだろうと思っています。
令和 10 年度 入園希望	令和 9 年に年少となる年齢ですが、廃園がどうなるかわからないので他の園で年少入園するしかないかと諦めています。 年中まで待って結局廃園になってからでは困るからです。 私立園では年少入園でないと、発達がゆっくりな子には厳しいので（周りの定型児が成長しているため年中からではついていけなくなる。担任も 1 人になるし、加配はつけられない） 秋の願書提出までにどうなるのか決めてほしい。 これ以上希望している人を振り回さないでほしいのが本音です。 附属幼稚園では、発達のゆっくりした子でも安心して通うことができると他の保護者からの評判も良いし、ここに通わせたいと思っているのに、とても残念です。 令和 10 年以降の入園希望者もいるので、令和 9 年入園の子達以外のことも考慮して方針を決定してほしい。
令和 10 年度 入園希望	唯一の公立の幼稚園なので残って欲しいです。願わくば給食なら尚更いいです。お弁当作るのはちょっと…
令和 10 年度 入園希望	今はまだ 2 歳なので入れませんが、先生方も良さそうだし、子どもたちものびのびとされていて、仲が良さそうだし、ぜひ入れたいと思っている。立地もいいと思う。流山市では子どもの人口が増えると思うので、様々なニーズが必要な子どもが増えるかもしれない。そのニーズに応えることができるのは、この幼稚園ぐらいじゃないだろうか。廃園となってもったいない、これを期におもちゃも新しくしつつ、みんなでプログラムを組むようなユニークな幼稚園にすれば、むしろとても人気が出るのでは、と思う。
令和 10 年度 入園希望	2 才の娘が、凄く敏感な子で、母である私となかなか離れることが出来ず、負担もかなり大きく悩んでいる中で、色々な幼稚園などのイベントに顔を出していました。 こちらの園のマルシェに参加させてもらい、とても温かく、アットホームで心ある先生方ばかりでとても感動しました。おもちゃや遊びも手作りで子供もとても喜んでいました。 やっと娘に合う場所を見つけたと感じました。 そんな時に廃園になるかもと知り、とても残念でした。また、他の所を探さなきゃと落ち込みました。他の園では審査落ちの話も良く耳にしています。子供を選ばず通わせてくれるこの幼稚園はあるべきだと思いました。

在園保護者	私は、流山市幼児教育支援センター附属幼稚園の廃園に強く反対します。 附属幼稚園はただ「幼稚園が一つなくなる」という話ではありません。 子どもたちが毎日安心して通い先生方や友達との関わりの中で成長していく大切な教育の場です。実際に我が子を通わせているからこそこの園をなくしてしまうことに強い危機感を持っています。 そして今回、最も納得できないのは廃園がまだ決まっていないにもかかわらず次年度の園児募集を止めてしまうことです。 議会では継続審査となりまだ結論は出ていません。 それなのに行政が先に園児募集を止めてしまえば「廃園になるから募集しない」という状態を行政側が作り出すことになります。 これは本当に議会で審査、判断する前の行政の対応として適切なのでしょうか。 もし今後、議会で廃園が否決された場合、募集を止めていた期間に入園を希望していた家庭はどうなるのでしょうか。 子どもたちにとって取り返すことのできない「入園する機会」を奪うことにならないでしょうか。 廃園について結論が出ていない以上行政が先回りして募集を止めるのではなくまずは例年どおり募集を行い入園を希望する家庭に選択する権利を残すべきだと思います。 また、今回の募集保留について決定の経緯を示す議事録が残っていないということにも大きな疑問を感じています。 子どもたちの教育環境に関わる重要な判断であるにもかかわらず「誰が、いつ、どのような根拠で、募集を止めると判断したのか」が明確になっていないのであれば保護者として到底納得できません。私は、附属幼稚園を必要としている子どもたちがいる限りその選択肢を行政の判断だけで閉ざしてほしくありません。 廃園を決める前に募集を止めるのではなく、まず募集を行い議会で正しく議論し子どもたちと保護者にとって何が最善なのかを考えてください。 附属幼稚園を「なくすことを前提」に進めるのではなく、存続という選択肢を残してください。 子どもたちのために、附属幼稚園の存続と次年度以降の園児募集を強く求めます。
在園保護者	保育園を必要とする保護者もたくさんいらっしゃいますが少人数制の幼稚園を必要とする保護者もいらっしゃいます。保育園より幼稚園に子供を通わせたいと思っている保護者もいるということを忘れないでほしいです。
在園保護者	廃園反対を希望、公立幼稚園が無くなることで子育ての情報源を失うリスクがある。
在園保護者	私立幼稚園への要配慮児の受け入れ体制や実際に通ったお子さんや保護者からの実体験などのエビデンスがあってから廃園の議題を上げるのが筋だと思う。 順序が間違えていると思います。

在園保護者	子どもたちが子どもらしく過ごすことが許されている数少ない幼稚園だと思います。先生方も子どもたちの成長を決して急かさずでも援助は惜しまず、一人一人の心に寄り添ってくれています。流山市に必要な幼稚園です。公立幼稚園は地域に無くてはならない存在だと思います。これまでの説明は納得の出来ない理由ばかりで、強引に廃園にしようとしているしか思えません。前回の福祉委員会で提出された資料からは、附属幼稚園がいかに流山市の教育に貢献してきたかが読み取れます。反面、支援センターの在り方やこれからの課題等も沢山出てきて、幼児教育の体制も整わないまま廃園にしようとしています。まずは、体制を整える方が先ではないでしょうか。我が子は附属幼稚園に通って本当に素直にのびのびと成長していると実感しています。子ども一人一人の育ちを大事にしている附属幼稚園を廃園にするのは勿体ないと思います。こんな素晴らしい施設はまた新しく作ろうと思っても中々出来るものではないと思います。流山市の幼児教育に何が必要なのかもっと議論し、市の役割を果たして欲しいと思います。
在園保護者	私は子どもに合った環境だから公立を選んでいいます。空きがあるというだけで、他の私立幼稚園が代わりになるわけではありません。 また、大人数の園ではなく少人数だからこそ安心して通える子どもがいます。小規模な環境を必要としている家庭もあります。 特別な支援が必要な子が増えたことを理由に廃園とする説明には納得できません。実際には、先生方が一人ひとりに丁寧に寄り添ってくれています。 「入園したい」と願う親子の気持ちを真正面から受け止めず、他園への転園を促すだけでは、市としてあまりにも不誠実ではないでしょうか。 特に、「この園に通いたい」と選んでいる親子が実際にいる以上、その声に耳を傾け、なぜこの園を必要としているのかを丁寧に受け止めることが、市に求められている姿勢だと思います。
在園保護者	受け入れてもらえる園が見つからなくて辛い思いをしました。そんな時、附属幼稚園に温かく受け入れていただきとても救われました。 経験豊富な先生方の知識や対応力、風通しの良い環境により、親子で安心して通えているので嬉しく思っています。 地域交流が盛んなので、卒園後も行事などで関わり続けていきたいですし、困り事があった時に相談できる「心の拠り所」として今後も私たち親子には必要な存在です。廃園されては困ります。 私のように園選びに悩み、困っている家庭や、これから入園を希望する子どもたちの未来のためにも、附属幼稚園が存続することを強く願っています。

在園保護者

市長、教育長、廃園は今ではないです。

私立幼稚園に多大な補助金を出し要配慮児の受け入れを始めたばかりで、実際に通っている子供や保護者の声をどれだけ聞けていますか？要配慮児の保護者は健常児の保護者と良好なコミュニケーションが取れていますか？

イベントや運動会など要配慮児の保護者は楽しく過ごさせていますか？要配慮児の親ならではの悩み（就学先や療育や特性など…）を相談出来る保護者はいますか？

今挙げたような質問の調査は沢山の保護者から集まっているんでしょうか。

確か 160 名以上の配慮を必要とするお子さん達が私立幼稚園へ受け入れて頂いてると仰っていたはずですが。勿論答えたくない保護者もいると思いますが、それでも数年の調査実績を集めてから「受け入れ先はあるので公立幼稚園は無くても問題ない」と言えるのではないですか？

私はもう一つ気になるのは健常児の保護者の声です。

要配慮児のお子さんがクラスに居ることで輪を乱す、イベント事がスムーズにいかない（ダンスや劇）、先生が要配慮児にばかり目がいてうちの子があまり見てもらえてない等。そういった保護者の空気が要配慮児の保護者にとってどれだけ辛く居場所が無いと感じるか。私はプレ保育で経験したことがありとても辛くプレを辞めました。プレですら辛かったです。この様な事例も容易に想像出来ると思います。その為健常児の保護者の声もちゃんと聞いておかなければいけないと思うんです。

幼稚園が要配慮児のお子さんを多数受入れる事について本当はどう感じているのか。受入れるのならばこうして欲しいという声や希望を聞くのも大事ではないかと思います。幼稚園から保護者へ要配慮児の受入れについてもよく説明と理解得る事を前もってして欲しいです。

辛く悲しい思いをしている保護者の事を子供はちゃんと見ています。察してしまうんです。「僕が…私がちゃんと出来なかったからママは怒っているのかな？悲しいのかな？」って。こんな思いはさせないで下さい。

園児が減少している事も分かっています。お金が掛かることも承知しています。

それでも子供にこんな思いはさせたくないです。保護者と子供に優しい環境を与えて下さい。

教育福祉委員会 議案第37号

審査資料要求一覧

資料No.	提出を求める資料の内容
1	附属幼稚園の園児増加に向けたPR活動の実績
2	3年保育や給食の導入に関する経費の試算、導入可否や実現性の判断根拠
3	認定こども園化の検討記録や試算
4	私立幼稚園において配慮を必要としているこどもを受け入れるために投入された公費（補助金）の園ごとの内訳
5	私立幼稚園協会、認可保育園等の団体等から市に対する直近の要望書等の書類一式
6	地域住民や保護者への説明に係る対応記録、これまでの経緯が分かる資料
7	私立幼稚園における要配慮児の受入体制、受入実績、受入結果（保護者などの声）
8	私立幼稚園の定員と充足率のこれまでの推移
9	幼児教育支援センター運営事業におけるこれまでの課題と直近2年間での状況の変化
10	幼児教育支援センターにおける調査研究の検証を行う「実践園」として指定を受けるために必要な要件が分かる資料
11	今後の保育園、認定こども園、幼稚園の入園者数推移の見通し
12	現行条例の新規制定時に議会へ説明した項目と、その各項目に関してこれまで実施した取組の時期、内容、経費、実施主体（市長執行部、市教育委員会、幼児教育支援センター、附属幼稚園等）について総括的にまとめた資料

流山市幼児教育支援センター附属幼稚園

ページ番号1001193

更新日 令和8年7月31日

流山市幼児教育支援センター
附属幼稚園

流山市幼児教育支援センター附属幼稚園は、
平成24年に前身であった市立江戸川台幼稚園から
新しく開園した市内唯一の公立幼稚園です。

[幼稚園紹介](#)[入園案内](#)[年間の行事](#)[学びの広場\(楽しく学ぶ幼児教育\)](#)[ふぞくようちえんの1日](#)[園評価](#)[アクセス](#)

園の様子

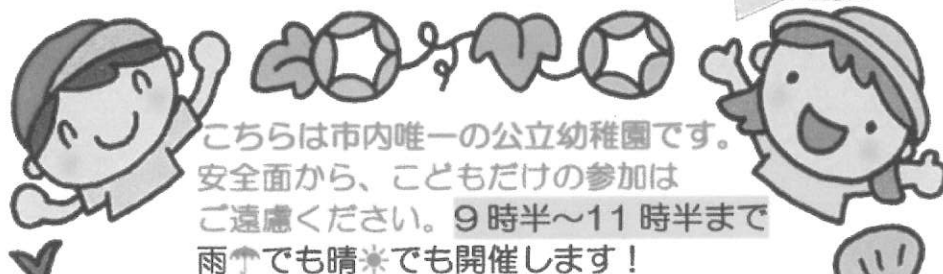
緊急時の対応について



流山市幼児教育支援センター

ふそくようちえん(公立) あそびにおいでよ

夏休み限定 園開放



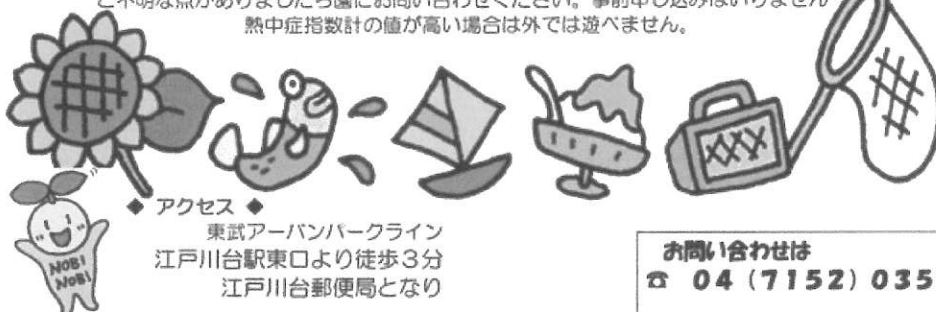
こちらは市内唯一の公立幼稚園です。
安全面から、こどもだけの参加は
ご遠慮ください。9時半～11時半まで
雨☔でも晴☀でも開催します！

7/22、29 (水曜日)

8/5、19、26

8/12 はお休みです。

※水遊びができる日もありますので、晴れの日には着替えも忘れずに！
ご不明な点がありましたら園にお問い合わせください。事前申し込みはいりません
熱中症指数計の値が高い場合は外では遊べません。



◆ アクセス ◆

東武アーバンパークライン
江戸川台駅東口より徒歩3分
江戸川台郵便局となり

お問い合わせは
☎ 04 (7152) 0353

園児を募集しています！

令和8年度 4歳児若干名 5歳児若干名
入園金 無料・保育料 無償

詳しくはHPまで



問い合わせ

04-7152-0353 (FAX同じ)

〒270-0111 流山市江戸川台東3丁目2番地

このページに関するお問い合わせ

学校教育部 学校教育課

〒270-0192 流山市平和台1丁目1番地の1 第1庁舎2階

電話：04-7150-6104 ファクス：04-7150-0809

お問い合わせは専用フォームをご利用ください。

幼稚園紹介

ページ番号1001195

更新日 平成29年4月13日

流山市唯一の公立幼稚園です！

流山市幼児教育支援センター附属幼稚園



[令和7年度幼稚園要覧 \(PDF 1.0 MB\)](#)

公立幼稚園の園庭で遊びませんか？

地域に開かれた公立幼稚園の活動として、様々な交流の場を設けています。

のびのび→地域のお子さんと在園児との交流です。(未就園児親子参加)

園庭開放→毎週水曜日に園庭開放を行っています。(親子参加)

わくわくたいむ→0歳から3歳に子を対象に遊び場として(園庭・園内を)開放しています。(親子参加)

時間や天候、園行事などで日によって変わりますので、HPまたは掲示板でご確認ください。

お気軽にお問い合わせください。(電話7152-0353)

詳細は下記をご覧ください。

ぜひ遊びに来てください！

※7月18日（土曜日）より夏休みになります。「わくわくたいむ」と「のびのび」はお休みです。

毎週水曜日に夏限定の「園解放」がありますので、ぜひお越しください。

在園児の保護者に聞いてみました！

（※頂いたアンケートを原文のまま載せています。）

【年長】女児母

- ・小学校が隣接しているので入学がスムーズに感じます。
- ・先生方の子ども一人ひとりへの対応が細やかであると思います



【年長】男児母

- ・のびのびで入った時から、親にくっついてとても消極的な子どもでしたが、先生方も無理にお遊戯に参加させる事はせず、うちの子が自然と参加できるようにさりげなく声を掛けていただき、入園してから今ではお友だちと一緒に歌ったりダンスをしたり新しいことにも挑戦したいと積極的なことになりました。
- ・担任の先生だけでなく、全員の先生が子どもたち一人ひとりを見てくれて関わってくださっているからうちの子は毎日楽しく登園しています。



【年長】男児母

- ・本読みの時間に学びをしっかり知識として入れてくれているので行事への関心や理解が深まり身についている。家で教えてくれる。
- ・園庭が広いのでそれぞれの好きな遊びを思い切りできている。
- ・〇〇先生に伝えておきますね→伝わってないが何回もあった。



【年少】男児母

- ・発達がゆっくりな我が子を色眼鏡で見ず温かく幼稚園に入園させてくれたことが有難かったです。附属幼稚園は子どもの発達度合い等での入園拒否がなく温かく迎え入れてくれます。
- ・子どもの相談など園長先生たちは時間を惜しまずじっくりと聞いてくれ助言もしてくれ心強いです。
- ・子供の成長など同じような悩みを持っている保護者がいるので情報の共有や相談ができとても心強く安心できます。
- ・担任の先生が子どもたち一人ひとりの成長度合いをよく見て、その子の今できる事やもう少しを所を理解し対応してくれている。そして親にも都度現状を伝えて頂けるので安心して任せられます。また、補助の先生方の子どもへの接し方が温かく最高！
- ・おともだちとのコミュニケーションをとるのが苦手な我が子でしたが、今は楽しそうに戯れている姿を見て成長したと嬉しく思います。
- ・週2回くらいでも給食や仕出し弁当があると、偏食な我が子の職の環境の変化やお友だちと一緒になら！とチャレンジの機会になるので。



【年少】女児母

- ・流山市唯一の公立幼稚園で、文科省の発信している幼児教育を実施しています。
- ・先生方はしっかり研修されています。多様なこどもに対応してくれます。
- ・「遊びながら学ぶ」という方針でたくさんの活動をしてくれます。小学校との交流もあり架け橋教育にも力を入れています。
- ・お弁当持参なので、宅配弁当が選べたらよいなと思います。
- ・車で送迎に対応していただけると助かります。
- ・目下の課題は3年保育だと思います。できれば3歳から通わせたいです。



【年少】男児母

- ・年少からの2年保育で入園しましたが、先生方がとても温かく一人ひとりの様子をよく見て関わってくださる幼稚園だと感じています。子どもの気持ちに寄り添いながら声を掛けてくださり無理なく園生活に慣れることができました。友達ともかかわりの中での成長を教えていただくことも多く日々の積み重ねを大切にしてくださっていることが伝わってきます。
- ・以前よりも自分の気持ちを言葉で伝えようとしたり身の回りのことを自分でやろうとする姿が増え成長を感じています。
- ・公立幼稚園ならではの落ち着いた環境の中で子どもらしさを大切に育てていただける幼稚園だと思います。



【年長】女児母

- ・子供のやりたいことをとことんやらせてくれる。たくさん遊べて子どもは毎日にこにこで幼稚園を楽しんでいる。イベントごとには子どもが全力で楽しんでいて良いところを伸ばしてくれる。
- ・私は幼稚園という場所は、子どもたちの笑顔が毎日ニコニコキラキラした顔で過ごすことが大事だと思っていてそれができている幼稚園だと思います。
- ・今現在も2年保育。これが3年保育になればいいなと思います。できればバスが流山市内を走ってくれたらいいなと思います。



【年長】女児母

- ・幼稚園に入る前はお話が苦手だったけど入ってからお友だちや先生と話すことが増えてお話が好きになった。(本人感想)
- ・園庭やホールでダイナミックに体を動かして、体育に特化した先生の指導があることで運動の苦手意識がなくなったように思う。
- ・家でも工作をする頻度が増えた。物づくり意欲を高めてくれているおかげだと思う。



【年少】男児母

- ・のびのびの園は見学するだけの事が多かったのですが、自然と参加できるように声を掛けてくださいました。入園してから子どもに合わせた対応をしてくださり子供の成長を喜んでくれます。今では毎日楽しく登園しています。
- ・先生方は話をよく聞いてくださり、子どもや保護者の意見をよく取り入れてくれていると思います。
- ・園内は清潔で明るく木の優しさや子どもたちの作品が飾られておりほっこりします。
- ・園庭は広く日当たりもよく元気いっぱい思い切り遊んでいる姿を見られて嬉しいです。
- ・はらへこあおむしやリンゴの遊具もありかわいい園庭です。



【年少】男児母

- ・施設自体がきれい。遊ぶ遊具が多く自由に工作できる。園庭のはらへこあおむしは子どもが大好きで秘密基地にしている。
- ・小学校が隣接していて交流することが多いので小学校入学後になじむのが早いと感じる。
- ・原則お弁当だが、配食もあるのでお弁当作りが大変だとは思わない。
- ・先生たちは子どもの言動の少しの変化に気づき、保護者に伝えてくれる。送迎時に先生と話すこともできるので、園での様子を聞くことや心配事を相談できるので安心感がある。
- ・遊びの中で文字や時計、生活習慣など学んでいるので気が付いたらできる事や知識が増えていてびっくりした。園庭でも思いっきり遊んでいるので心も体も育てて就学に向けて準備ができています。



【年少】男児母

- ・「遊びながら学べる幼稚園です」日常の保育の中に子どもたちが自分で考える力を育む要素がちりばめられています。小規模保育の為、先生と子どもとの距離が近く、子どもは安心して園で過ごしていると思います。また親と先生の距離も近いので、よく話す機会もあり、一緒に子どもを育てていただいている感覚があります。
- ・子どもが“こどもらしく”過ごすことができる数少ない貴重な幼稚園だと思います。



【年少】男児母

- ・先生や親同士の距離が近く安心して通える幼稚園です。専門的な学びをがっちりやるのではなく、「何事も遊びを通して学び、気づいたらできるようになっていた！」という感じで習得できるように、日々先生方はたくさん楽しい遊びを工夫して考えてくださるので、ありがたく思っています。



【年長】男児母

・その子らしさを大事にしている幼稚園です。一人ひとり得意なことが違うので、その良さを大事にもらえるからこそ、自信を持ってのびのびと成長したように思います。秋にお店屋さんごっこをしたのですが、お店を決める時から友達と知っているお店を話し合ったり、どのお店にするかどんなものを売るのか、考えたりしていました。自分たちで話し合い進めていくので、一人ひとりのアイデアや良さがとてもよく表れていたと思います。作った作品を持ち帰ってくると、棚の上にきれいに並べたり、ままごとをしたりしていました。楽しく遊んでいたからこそ、家でもその続きで遊ぶのだなと思いました。この先、学校や社会という集団が大きくなる中、幼児期の友達と良さを認め合い自分から主体的に取り組もうという姿勢を丁寧に育てる幼稚園は大切だと思います。友達や先生が大好きになり、この幼稚園に入園して良かったと思いました。



【年長】女児母

・少人数なので先生方の目が行き届いている。
・工作をたくさんやらせてくれるので、手先が器用になり創造性等が上がったように思う。
・園内だけでなく、園外活動もたくさんあるので子どもが楽しんでいる。
・3年保育にした方がいいと思う。
・江戸川台周辺だけではなく、市内全域からも通いやすいように、東武東上線にしたらいいと思う。(もしくはバス)



【年長】男児母

・主体性が育つ
・子どもたちが丸ごと受け止められているので、心から安心して過ごすことができる。



【年長】女児母

・他園に比べ先生の目が行き届いていると思います。イベント時のアイテムも既存品ではなく園児たちに作らせるのがとても良いです。
・人数が少ないのもあるかもしれませんが、歳も性別も関係なく交流できているのもこの園ならではの気がします。
・車だけどうにかしたら助かります。



【年長】男児母

- ・園内はとても清潔で雰囲気良く、園庭も子どもたちがのびのびと走ったり遊んだりできて先生方の目がよく届く広さだと思います。
- ・一人ひとりの特徴をしっかりと見てくれていて、褒めたり促したりがとても上手な先生方に囲まれ、子ども自身でできることがどんどん増えていきました。
- ・普段の生活に加え、新しい事に挑戦する気持ちと適度な緊張での自信をつける心が養える様々な活動も充実していると思います。
- ・保護者としても安心して子どもたちも毎日楽しく通える幼稚園です。



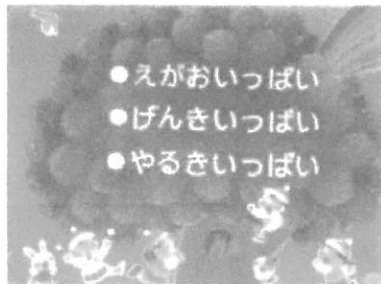
園の周囲には、商店街・銀行・保育所・小学校が隣接し、東武野田線（東武アーバンパークライン）江戸川台駅から歩いて3分という便利な立地にあります。

また、日々の送り迎えが、保護者同士の交流の機会ともなっています。特に、保護者による絵本の読み聞かせは定着し子どもも毎回楽しみにしています。



教育目標 幼稚園要覧

✪ 教育目標 ✪



健康で明るく、
友だちと仲良く遊べる
子どもであり、
探究心をもち、
よく考え頑張る子どもの
育成を目指しています。

園の一日



月曜日から金曜日の活動内容

時間	活動内容
午前9時	登園
午前9時10分～	- 登園時の活動・当番活動・朝の会など - 保育活動（室内及び戸外での活動）
午前11時30分	片付け・当番活動
正午	弁当
午後13時30分	片付け・帰りの会・降園準備など
午後2時	降園

半日保育の活動内容

時間	活動内容
午前9時	登園
午前9時10分～	- 登園時の活動・当番活動・朝の会など - 保育活動（室内及び戸外での活動）
午前11時	片付け・帰りの会・降園準備など
午前11時半	降園
午前11時半～	園庭開放（不定期、希望者のみ）

※学期はじめや学期末、第1、第3、第5水曜日は半日保育



問い合わせ

04-7152-0353 (FAX同じ)

〒270-0111 流山市江戸川台東3丁目2番地

関連情報

[トップページ](#)

[入園案内](#)

[年間の行事](#)

[アクセス](#)

[園の様子](#)

[緊急時の対応について](#)

[臨時休業情報](#)

このページに関するお問い合わせ

学校教育部 **学校教育課**

〒270-0192 流山市平和台1丁目1番地の1 第1庁舎2階

電話：04-7150-6104 ファクス：04-7150-0809

お問い合わせは専用フォームをご利用ください。

入園案内

ページ番号1001196

更新日 令和8年7月18日

令和8年度の園児募集

令和8年度に入園する園児を募集します！

流山市の公立幼稚園では、令和8年度に入園する園児を募集します。

入園案内および願書は10月15日より附属幼稚園にて配布・11月4日より受付します。

※当園は2年保育の公立幼稚園になります。(2,3歳児の交流保育活動「のびのび」実施中)

※駐車場はありませんが近くにコインパーキングがあります。

園児募集



令和8年度に入園する
園児を募集します

令和8年度 4歳児 30名 5歳児若干名

願書配布 10月15日～ 土日祝除く
願書受付 11月4日(火)～土日祝除く

問い合わせ先

流山市幼児教育支援センター附属幼稚園

04(7152)0353

募集対象園児

※途中入園・転園希望の方には園児服等を貸し出ししています。詳しくは園にお問い合わせください。

【令和8年度募集園児】

- ・4歳児（令和3年4月2日～令和4年4月1日生まれ）
- ・5歳児（令和2年4月2日～令和3年4月1日生まれ）
- ・保護者とも市内に住所（住民登録）がある幼児
- ・送迎のできる家庭の幼児

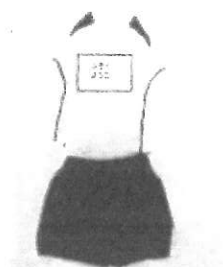
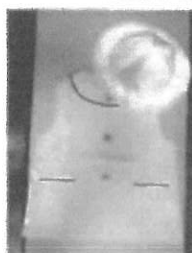
(バスの送迎などはありません。近くにコインパーキング有)

・定員：30人(定員になり次第終了)

入園時にかかるお金

R6年度4月現在

- 入園金 無料
- 保育料 無料
- 月々の集金額 行事教材費 2,000円
PTA 会費 500円
- 園児服等 22,853円



- 教材
粘土、粘土板、クレヨン自由画帳、10,553円
はさみ、のり、マーカー、防災頭巾
色帽子、誕生紙、出席シール帳等

※途中入園児に関しては、基本的に前園でご使用の教材を活用して構いません。

※年長児からの入園などは制服貸与もできますのでご相談ください。



問い合わせ

04-7152-0353 (FAX同じ)

〒270-0111 流山市江戸川台東3丁目2番地

関連情報

[トップページ](#)

[幼稚園紹介](#)

[入園案内](#)

[年間行事](#)

[アクセス](#)

[園のようす](#)

[緊急時の対応](#)

[臨時休業情報](#)

このページに関するお問い合わせ

学校教育部 [学校教育課](#)

〒270-0192 流山市平和台1丁目1番地の1 第1庁舎2階

電話：04-7150-6104 ファクス：04-7150-0809

お問い合わせは専用フォームをご利用ください。

Copyright © 2025 City of Nagareyama, Chiba. All Rights Reserved.

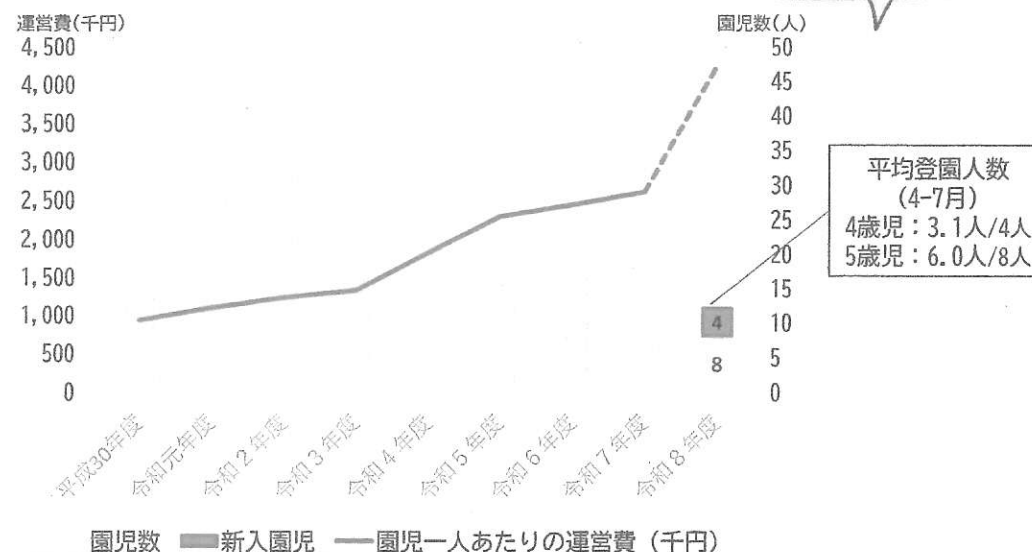
教育福祉委員会議案第37号 審査資料提出(学校教育部・当部から提出しない資料No.は除く)

資料No.	提出を求める資料の内容	提出概要
1	附属幼稚園の園児増加に向けたPR活動の実績	学校教育課 幼稚園ホームページ
2	3年保育や給食の導入に関する経費の試算、導入可否や実現性の判断根拠	学校教育課 8/19教育福祉委員会資料1 (P3)
3	認定こども園化の検討記録や試算	学校教育課 8/19教育福祉委員会資料1 (P4)
6	地域住民や保護者への説明に係る対応記録、これまでの経緯が分かる資料	学校教育課 これまでの経緯
7	私立幼稚園における要配慮児の受入体制、受入実績、受入結果(保護者などの声)	学校教育課 8/19教育福祉委員会資料1 (P5)
8	私立幼稚園の定員と充足率のこれまでの推移	学校教育課 8/19教育福祉委員会資料1 (P1)
9	幼児教育支援センター運営事業におけるこれまでの課題と直近2年間の状況の変化	学校教育課 8/19教育福祉委員会資料1 (P6~7)
10	幼児教育支援センターにおける調査研究の検証を行う「実践園」として指定を受けるために必要な要件が分かる資料	幼児教育支援センター モデル地区説明資料
12	現行条例の新規制定時に議会へ説明した項目と、その各項目に関してこれまで実施した取組の時期、内容、経費、実施主体(市長執行部、市教育委員会、幼児教育支援センター、附属幼稚園等)について総括的にまとめた資料	学校教育課 現行条例の新規制定時起案の一部

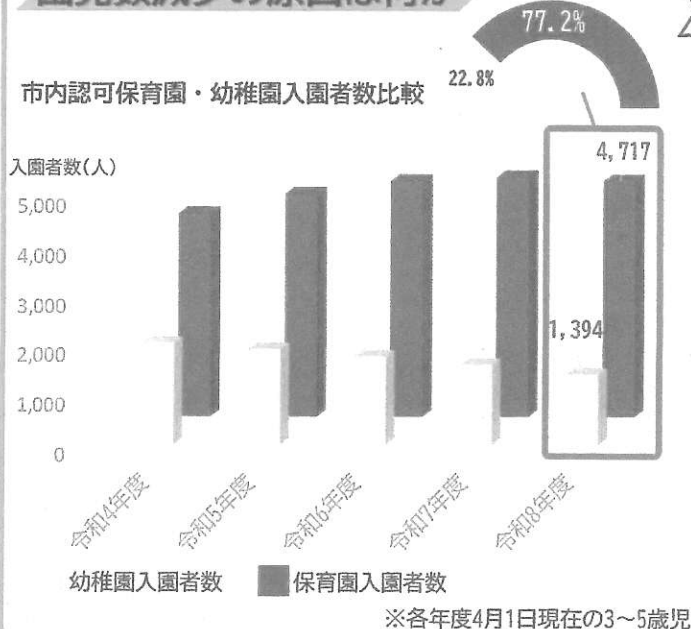
これまで附属幼稚園が果たしてきた役割

- 01 **実践研究の実施**
センター主催で研究会を実施し、幼稚園として研究してきたものを発表。コロナ禍で中止になって以降、講師を招いての園内研を実施。
- 02 **幼保小の連携**
令和6年度に幼稚園独自の接続期カリキュラムを見直し、継続実践。幼保の交流（相互の施設交流・行事等）、様々な学年と活動を共有。
- 03 **要配慮児童の受け入れ**
R8年度：4歳児・5歳児合わせて8人受け入れ。
※要配慮児童：障害者手帳または通所受給者証の交付を受けた園児

附属幼稚園の園児数・運営費の推移



園児数減少の原因は何か



保育需要 > 幼稚園需要

【流山市の特徴】
保育園需要が高く、幼稚園需要がそもそも少ない。

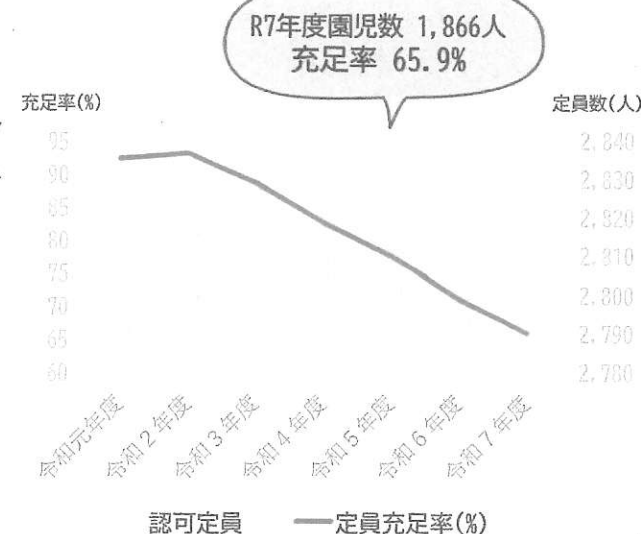
私立の状況はどうか？

私立幼稚園も、定員充足率は年々下降している。

園児数減少は、公立固有の課題ではない。

共働き世帯が多い流山市の大きな特徴
「保育需要の高さ」によるところが大きい。

私立幼稚園の定員充足率推移



2 園児減少による問題点と廃園を決定する前に議論すべきこと

附属幼稚園における園児減少による問題点とは何か

01 適正規模を満たさず、目指す幼稚園教育ができない。

国の調査研究(※)による「適正規模」

1学級あたり

3歳児 20人前後 4・5歳児 21人～30人

※幼児集団の形成過程と協同性の育ちに関する研究

02 運営費の上昇

園児数の減少により、1人あたりにかかる運営費が年々上昇。

01 「適正規模」の考え方

(1)「集団の生活」の教育的意義 幼稚園教育要領(※)より

自立心・協同性・道徳性や規範意識の芽生え・社会生活とのかかわり等

幼児の主体的活動＝他の幼児との関わりの中で深まり、豊かになるもの。

自己の
発揮

教師・他の幼児に
認められる体験

自信をもって行動できるようにする

相手を尊重して行動できるようにする

※幼稚園教育要領「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

幼児期にふさわしい遊びや生活を積み重ねることで、

育みたい資質・能力が育まれている具体的な姿を示したもの。

(2)「少人数の生活」の教育的意義

きめ細やかな指導の実現

1人1人と向き合う時間が増える

それぞれの置かれた状況・発達の特性に応じて、行き届いた教育を推進

※「集団の生活」の対義語としての「少人数の生活」

(3)左記を踏まえ、市が考える「公立幼稚園における適正規模」

“教育的意義”から考える公立幼稚園の教育

原則：適正規模集団での経験が必要である

○小学校教育との円滑な接続の観点

流山市には、児童数1,000人超の大規模校もある。

小学校入学時の急激な変化も見据えた適正規模による集団での経験が重要と考える。

特別な配慮を要する児童：

「適正規模集団での発達促進」と「1人1人への適切な支援」のバランスが重要である

○特別な配慮を要することもへ

丁寧な個別支援（＝1人1人への適切な支援）は大切であると同時に、

適正規模の集団の中で、全体的な発達を促すことも重要。

「少人数指導」と「常に個別であること」は必ずしもイコールではないと考える。

1学級あたり 3歳児 20人前後 4・5歳児 21人～30人

廃園を決定する前に議論すべきこと

① 園児減少に歯止めをかける方策の検討

- ―3年保育化
- ―給食の導入
- ―送迎バス運行
- ―認定こども園化
- ―積極的な園児募集

② 要配慮児童の受入体制の検討

- ―私立幼稚園での受け入れは可能か
- ―ひとりひとりに合った学びの場を相談・検討できる環境は整備されているか

③ 附属幼稚園の施設活用と財産の継承

- ―幼児教育支援センターの機能を増強し、子育て支援施設としての利活用を検討。

3 廃園前の議論点①～園児減少に歯止めをかける方策の検討～

流山市で「3年保育・給食・送迎バス」を導入するとした場合の費用は？

(1)費用試算

	A案 増築		B案 部分改修	
3年保育	施設改修費/備品・備品教材購入費/人件費 約1億7000万円		施設改修費/備品・備品教材購入費/人件費 約5,000万円～6,000万円 ※工事期間約1年	
			(改修前) (改修後)	
			※イメージ	

(2)私立幼稚園で実施する際の運営上の条件

- ①園児数
- ②建設や受け入れ整備を行う用地
- ③実施・運営するための予算 が考えられる。

(参考)私立幼稚園の各事業実施状況

実施状況	預かり保育	バス通園	昼食(給食・弁当)
	8園/9園 (1園/9園は要相談)	8園/9園	9園/9園 (週3～5回実施)

条件を満たしていれば、公立でも同様に実施が可能なのか？

【国庫補助制度上の問題点】

国庫補助が、対象児童を「保育の必要性の認定を受けた児童」としており、幼稚園の1号認定児童は想定していない。

【実務上の問題点】

- ①送迎で園を回る時間帯が合わない。
ステーションは、朝(8時～9時)・夕(16時～17時)であるため、幼稚園の登園時間(9時～14時)と合わない。
- ②運行ルートの調整・増便の可能性。
現状、江戸川台方面の運行がないため、ルート調整・増便が必要となる可能性がある。
- ③必ずステーションに連れてくる必要がある。
一般的な幼稚園バスと異なり、路上でのピックアップは行わないため、必ずステーションに連れてくる必要がある。

上記を実施しても、園児が増える見込みが少ないため、実施には慎重な議論が必要である。

3 廃園前の議論点①～園児減少に歯止めをかける方策の検討～

他市との比較から考える「認定こども園化の可能性」

(1) 園数の比較

	浦安市(R8)	習志野市(R8)	流山市(R8)
公立			
幼稚園	3	3	1
保育所	7	11	5
認可園	10	7	0
私立			
幼稚園	5	5	9
保育園	47	36	94
認可園	1	2	6

※R8.4月時点（5歳以下の人口/市全体の人口）

浦安市：6,644人/174,889人 習志野市：6,339人/172,282人 流山市：13,067人/215,652人

(2) 本市との対比

	浦安市	習志野市
現状・傾向	○段階的に認定こども園化 ○公立幼稚園、認定こども園の園児数は減少（10年間で64.8%減） すべての地区で園児数が減少している。 （※定員充足率：14.3%～66.3%）	○保育需要＞幼稚園需要 ○公立幼稚園・保育所の「私立化」 多様化する保育ニーズに対応することを目指す。
結論	○他市は、私立の園数が少なく、公立の数も本市と比較して多くなっている。 ○流山市は、私立保育園・幼稚園が非常に充実していることがわかる。	

(参考)近隣市における幼稚園の現状

※令和7年教育便覧より

自治体	公立	私立	自治体	公立	私立
松戸市	0	37	我孫子市	0	8
柏市	0	21	鎌ヶ谷市	0	9
船橋市	0	39	野田市	3→2(※1)	5
市川市	6→4(※1)	29	流山市	1	9
八千代市	0	15			

※1 R8年度の数値

いずれの市においても、
公立は減少傾向にある。

(3) 本市における認定こども園化の検討

令和6年5月28日(火)教育福祉委員会協議会にて配布

「流山市幼児教育支援センター附属幼稚園の廃園方針にかかる現在までの取組及び経過等について」
（学校教育部・子ども家庭部（当時）・健康福祉部連名）より一部抜粋

隣接地にある江戸川台保育所と合併→幼保連携型認定こども園に移行する場合を想定

メリット	デメリット
○多様なニーズに対応 ・多様なニーズを持つ1号認定のこどもの積極的な受け入れが可能。	○保育需要＞幼稚園需要 ・2～3歳のニーズが高い。 （R6.4月時点年齢別保育所入所状況より） ・市内の保育園ニーズの高さを鑑みると、認定こども園化を実施しても、4-5歳児全体の幼稚園需要の増加を見込めない。

○財源確保の問題



幼稚園需要は減少しており、認定こども園化を実施しても園児数が増える見込みは少ないと考えられる。
本市における検討の結果、認定こども園化をすることにより得られるメリットは、幼稚園ニーズと財源の問題を上回るものではないと考えられる。

園児募集のための積極的な広報活動

【問題点】私立幼稚園との競合

【1】幼児教育支援センター附属幼稚園の現状 でも示したとおり、
流山市の特徴＝幼稚園需要が限られている



公立幼稚園の積極的な園児募集は、公平な競争環境を阻害し、
私立幼稚園の利益や活動を脅かすことになってしまう。

行政による積極的な園児募集には限界があり、できることが限られる。

要配慮児童の受入体制の整備

(1)受入実績 ※各年度4月時点

令和7年度 152人 令和8年度 161人

(2)補助実績

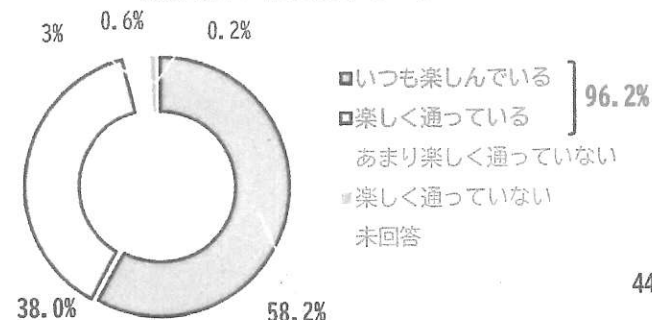
流山市私立幼稚園等要配慮児童受入支援補助金 単位：千円

年度	当初予算	補正予算	決算
令和7年度	78,826	9,224	87,700
令和8年度	82,800	-	-

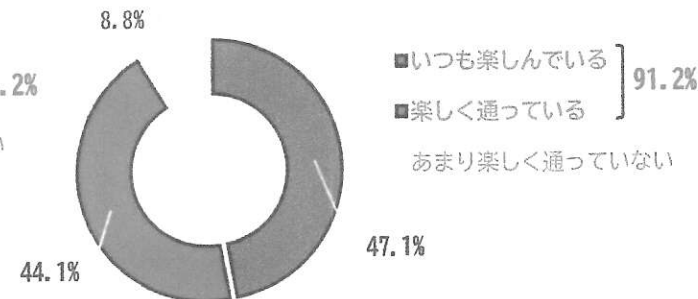
(3)私立幼稚園 園生活におけるアンケート結果

※R8.7月実施
私立幼稚園通園の保護者対象（回答者数534名・うち要配慮児68名）
※要配慮児：児童発達支援事業所を利用していると回答した人

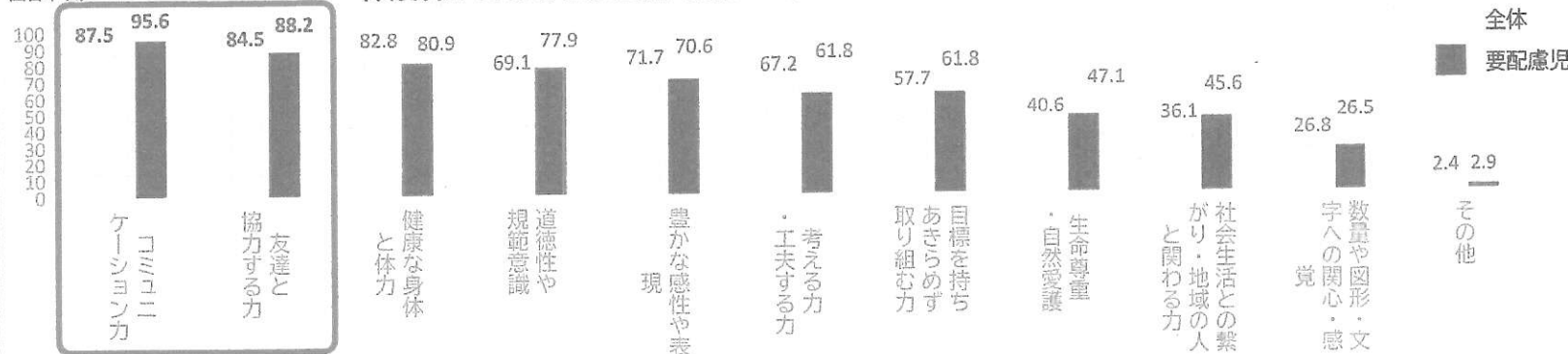
園生活の満足度（全体）



園生活の満足度（要配慮児）



保護者がこどもに園生活で身につけてほしいと思っていること ※複数選択可



【アンケート結果より】

私立幼稚園において、要配慮児も、高い割合で園生活を楽しんでいる。

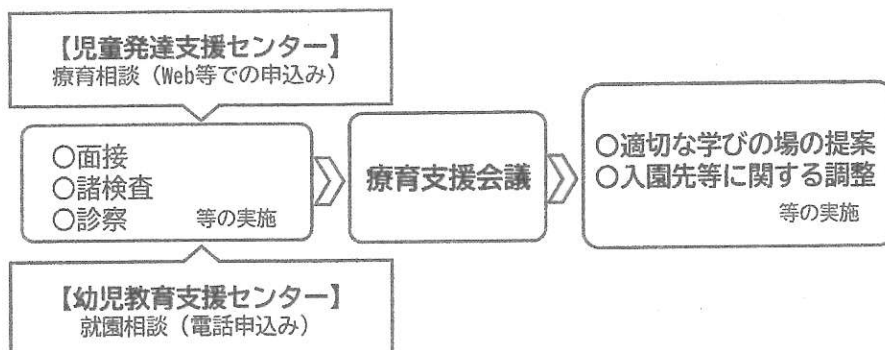
園生活において、保護者は、コミュニケーション力や友達と協力する力などを育むことを期待している。

就園相談の実績・連携体制

(1)就園相談実績

相談件数	
R6	9
R7	3
R8	1 (7月現在)

(2)現在の就園相談・再相談や関係機関との連携体制



(3)受け入れに至らなかった事例の把握状況・対応

【幼児教育支援センター実施の就園相談】

私立幼稚園への入園を希望した場合における受け入れ困難事例なし。

※療育支援会議の結果等をふまえ、保護者が療育での支援を希望、継続したケースはある。

廃園議論の有無に関わらず、以下を実施。

- ・私立幼稚園での受け入れ支援制度整備
- ・就園相談や関係機関との連携体制整備
- ・実際に私立に通園している要配慮児童のニーズ把握

公立幼稚園の役割と今後の流山市における担い手

※文部科学省

「今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方に関する有識者検討会 最終報告」（令和6年10月）より抜粋。

01 実践研究の実施

幼児教育の拠点園として、地域のこどもの実態に基づく実践研究を実施。他の幼児教育施設等に関わった研修や公開保育等を通じて地域に幼稚園教育要領の趣旨や、これに基づく実践を浸透させる役割。

今後の担い手

研究→幼児教育支援センター
実践→私立幼稚園・公立保育所
・私立保育園・認定こども園へ

公立が先進的な取り組みを発信



時代とともに地域の実態が多様化

【これから】

地域ごとに「期待するこどもの姿」を実現するための資質・能力等の育成の視点で学び合う

実績及び今後の展望

◇架け橋期カリキュラムの作成に関する実践・研究（協力園）
・私立幼稚園2
・公立保育所1 → R9年度
・私立保育園8 全小学校区で作成

◇幼保見学会での相互参観（保育の公開）
・私立幼稚園3 ・公立保育所3
・私立保育園12 ・認定こども園1（予定）

02 幼保小の連携

小学校以降との円滑な接続を図るため、域内の小学校（タテ）と幼児教育施設等（ヨコ）をつなぐ結節点となり、架け橋期のカリキュラムの編成・実施・改善を主導する役割。

今後の担い手

幼児教育支援センターが主導

江戸川台が中心



【これから】

- ・市内の全小学校区で、持続可能な連携体制を構築
- ・幼児教育アドバイザーによるコーディネート

実績及び今後の展望

◇幼保小の連携を希望する園 95%
・幼保小合同研（年2回）
架け橋充実研（年1回）
・架け橋期カリキュラムの手引き
初版・第2版の発行

◇関係機関等との繋がりを含めた広がり検討
・「もうすぐいちねんせい」「架け橋だより」
→市内全体の意識啓発

03 要配慮児童の受け入れ

障害のある幼児や外国籍等の幼児を含むすべての幼児に、質の高い幼児教育の機会を保障する役割。

今後の担い手

受入→私立幼稚園等
研修→幼児教育支援センター等

幼児教育支援センター附属幼稚園が受け皿



障がいの有無に関わらず、
地域の中で質の高い教育・保育を享受

実績及び今後の展望

◇幼児教育研修等一覧の作成
◇幼児教育希望研修の実施
◇巡回相談の実施
◇3部の連携強化

04

幼児教育を担う人材の育成

地域の他の幼児教育施設や地方自治体との人事交流を通じて、地域の幼児教育を担う人材、ひいては幼児教育を担当する指導主事や幼児教育アドバイザーとして活躍する人材を輩出する役割。

担い手

幼児教育支援センター

05

幼児教育の重要性等を発信

幼児教育の重要性や、幼児期の発達の特性を踏まえた日々の教育活動について、地域に発信する役割。

担い手

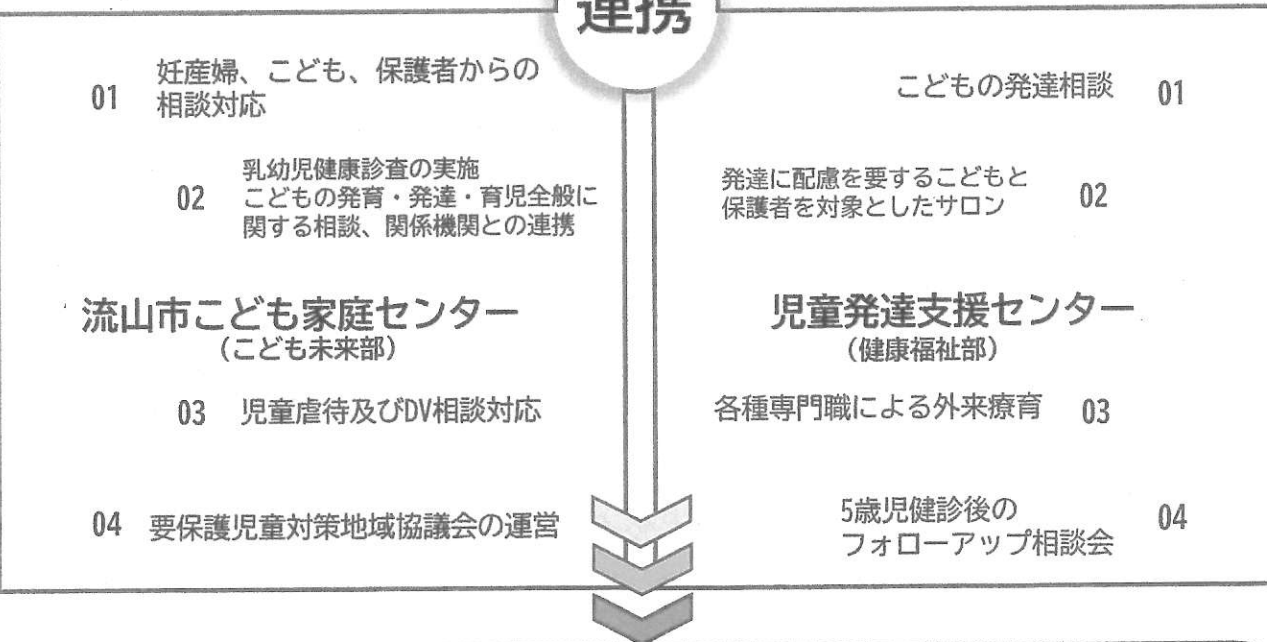
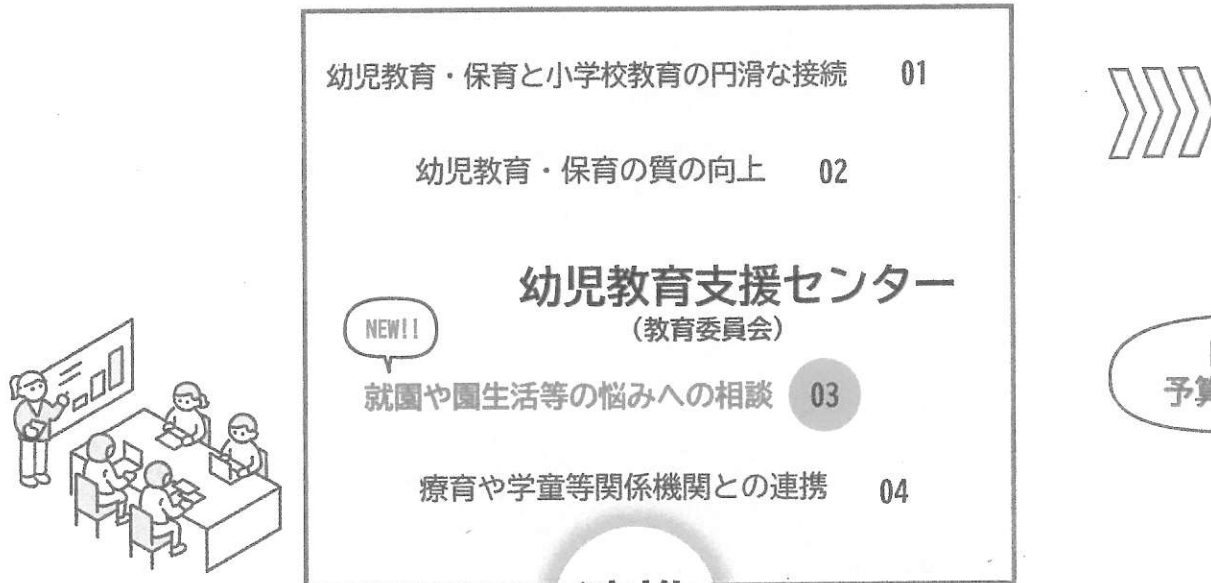
幼児教育支援センター

廃園後の施設の利活用方法検討（案）

市内のこどもたちの施設として使用する予定

- ・学童利用児童の保育場所
 - ・幼児教育支援センターの機能拡充
- 等が考えられる。

4 流山市が目指す幼児期の育ち・学びの推進に係る体制構築



3部局の連携により、一人一人に応じた
幼児期の育ちや学びの場を相談できる体制の整備が実現

幼児教育支援センターでの取り組み

01 架け橋期カリキュラムの作成

幼保小連携の取り組み(R6-7)

- ―幼保小合同研修会 年2回開催
- ―幼保小連携の日 全小学校区で開催
- ―架け橋期教育の充実に関する研修会 年1回開催

02 幼児教育アドバイザー等の配置

質の向上に向けた取り組み(R6-7)

- ―巡回相談 127件
- ―アドバイザー派遣 82件(R7-)

R9年度
予算要求予定

03 キンダーカウンセラー派遣事業(仮称)

私立幼稚園に心理士を派遣

- ・保護者の園生活の悩み等へ対応。
- ・特別な配慮を必要とするこどもへの支援について、職員へ助言。

03 幼児教育支援センターの機能拡充

職員の増員

幼児教育支援センターの機能拡充に合わせて、指導主事1名他職員を増員

04 他機関との連携

他機関連携の取組(R6-7)

- ―幼児教育希望研修
- ―幼保小引き継ぎ会

【結論】

様々な角度からの検討、必要な体制の整備をふまえ、
幼児教育支援センター附属幼稚園については、
令和9年度末で廃園したいと考える。

5/18 廃園議案提出に係る起案書決裁

5/21 庁議

5/28 教育委員会会議

6月 議案上程

→ 継続審査中

時期	議会	行政・市教委
R5. 10-11	陳情第16号 「流山市幼児教育支援センター附属幼稚園の廃園方針」の見直しを求める陳情	令和5年5月26日 市の推進する幼児教育の方向性、流山市幼児教育支援センター及び附属幼稚園の今後の在り方について、 流山市立幼稚園協会に諮問 →令和5年10月13日 流山市立幼稚園協会より答申
R6.5	陳情第5号 流山市における公立幼児教育施設の存続を求める陳情	
R6.6	令和6年度流山市議会 第2回定例会	廃園方針について一般報告 ★地域住民への説明会（於：江戸小） 今後の運営に関する説明。 廃園方針に係る現在までの取組や経過報告、同センターの機能充実について
R6.7		★説明会（4回開催） ①附属幼稚園職員 ②在園児保護者、プレ保育参加保護者 ③江戸川台東自治会 ④地域住民
R6.9		★説明会 ・在園時保護者、プレ保育参加保護者
R7.2	令和7年度流山市議会 第1回定例会	以下について市政方針にて説明 ・令和7年度から、市立幼稚園に対しても要配慮児童受け入れの職員加配・環境整備等への補助を大幅に拡充。 ・幼児教育を希望するすべての要配慮児童の保育園・幼稚園への全入体制整備を目指す。
R7.5		★説明会 ・在園時保護者、プレ保育参加保護者
R7.8	全員協議会 「令和7年度流山市幼児教育支援センター事業の進捗状況について」	
R7. 10-11		★説明会 地域住民/要望団体/附属幼稚園職員
R8.1	幼保小連携（於：おおたか小）	★説明会 附属幼稚園職員
R8.2	令和8年度流山市議会 第1回定例会	以下について市政方針にて説明 ・令和7年度、幼稚園において、要配慮児童の受け入れ環境の充実を図り、保育・幼児教育を希望するすべての要配慮児童の全入体制を整えた。
R8.5		議案提出に係る起案・決裁・庁議 ★説明会 附属幼稚園職員/附属幼稚園在園児保護者
R8.6	教育福祉委員会 正副委員長説明 「流山市幼児教育支援センター及び附属幼稚園の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定」	議案上程

(3) 令和7年度受け入れて頂いた私立幼稚園ごとの人数
とそれに伴い各園に拠出した公費（令和6、7年度）

補助対象人数及び各園への補助金額

令和6年度

(単位：円)

施設名	補助対象人数	交付確定額
このはな幼稚園	7	350,000
神愛幼稚園	2	100,000
一の台幼稚園	17	850,000
平和台幼稚園	41	2,050,000
黒川幼稚園	2	100,000
南流山幼稚園	36	1,800,000
合計	105	5,250,000

令和7年度

(単位：円)

施設名	補助対象人数	交付確定額
このはな幼稚園	2	1,050,000
江戸川台ひまわり幼稚園	3	1,800,000
神愛幼稚園	27	14,650,000
一の台幼稚園	25	13,250,000
平和台幼稚園	43	23,950,000
黒川幼稚園	17	9,450,000
南流山幼稚園	42	20,550,000
幼保連携型認定こども園 たかきごスクールおおたかの森	1	600,000
幼保連携型認定こども園 たかきごスクールセントラル	2	950,000
認定こども園みやぞの幼稚園	2	850,000
キッズラボ南流山認定こども園	1	600,000
合計	165	87,700,000

令和 9 年度予算

要 望 書

流山市副市長 石 原 重 雄 様

令和 8 年 8 月 6 日

流山私立幼稚園協会

令和 9 年度予算要望書

石原副市長におかれましては、日頃から情熱を持って市政に取り組まれ、諸施策に邁進されておりますことに心から敬意を表します。

私ども流山私立幼稚園協会は、流山市内の私立幼稚園全 9 園で結成され、今年度は岡本新会長のもと気持ちも新たに、流山市の教育インフラの一翼を担う思いで、研鑽を積みながら日々の保育に精力的に取り組んでおります。

今般、令和 9 年度流山市一般会計予算の編成時期を迎えるにあたり、私ども流山私立幼稚園協会から次のとおり要望を申し上げます。

さて、各種プロモーション活動が功を奏し、流山市は人口 21 万 6 千人を数える、県内有数のまちとなりました。

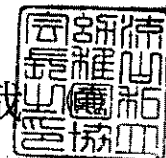
一方で、流山市への「子育てにやさしいまち」という評価を維持し続けるための課題も見えてきたように感じられます。このような中、特に未就学児の分野においては、「市内の子育て関連施設」として、私ども流山の私立幼稚園を保育所や小規模保育施設等と一体的に扱い、支援を拡大していただくところ소가、限られた予算を有効に使いつつ保護者への多様な選択肢の提供につながり、その結果、流山市により豊かな子育て環境をもたらすものと、私ども流山の私立幼稚園は確信しております。

石原副市長におかれましては、私ども流山の私立幼稚園の思いをお汲みくださいますよう、お願い申し上げます。

流山市副市長 石原重雄様

令和 8 年 8 月 6 日

流山私立幼稚園協会 会長 岡本哲哉



(加盟園) このはな幼稚園

江戸川台ひまわり幼稚園

神愛幼稚園

一の台幼稚園

平和台幼稚園

八木幼稚園

黒川幼稚園

南流山幼稚園

暁星国際流山幼稚園

以上加盟全 9 園一同

令和 9 年度予算要望書

要 望 事 項

1. 流山の私立幼稚園が保育時間の前後に実施する「預かり保育」(時間外保育)を利用する子どもに対して、1人1日当たり550円を支給する流山市単独の補助制度を整備してください。これにより、「幼児教育の無償化」における新2・3号認定児は1日1,000円の補助を受けることができ、保育所と同等に、17時までほぼ無料で子どもを預けることが可能となります。また、新1号認定児も、家計負担を大いに軽減できます。
2. 流山の私立幼稚園に勤務する幼稚園教諭が子どもを市内の保育所に入所申請する場合、市内の認可保育施設に勤務する保育士と同等に扱い、加点14点の優遇をしてください。
3. 流山市のウェブサイト、私たち流山の私立幼稚園をもっと取り上げてください。現状でも一応掲載されていますが情報は限定的であり、かつその場所になかなか辿り着けません。一方、流山市の「子育てサイト」内や「入園」のページには、公立幼稚園や保育所等の情報は充実している一方、流山の私立幼稚園の情報が全くなく、初めて子育てする方や市外から転入する方にとって流山の私立幼稚園が極めて認知しづらい状態になっており、結果として保護者の皆様に不利益が生じています。流山の私立幼稚園各園の基本的情報とウェブサイトへのリンクを、上述の「子育てサイト」や「入園」のページに掲載してくださるようお願いします。

以 上

令和8月8月17日

流山市長 井崎 義治 様

流山市民間保育所協議会

会長 櫻庭 康



要 望 書

日頃より流山市におかれましては、児童福祉の充実に積極的に関わり、また市内民間保育所の運営に対しまして、ご指導とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

国は少子化による生産年齢人口の減少及び高齢人口の増加が急速に進行している状況を踏まえ、令和3年(2021年)12月に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定されました。基本方針では常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて(「こどもまんなか社会」)、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする社会を目指すこととしています。

流山市では令和2年(2020年)に第2期「子どもをみんなで育む計画～流山市子ども・子育て支援総合計画～」を策定、すべてのこどもが幸福に生きていく権利を有するかけがえのない存在であるという認識を持って、積極的に市、市民、事業者及び学校等が一体となって、子育てにやさしいまちづくりを進めてこられました。また令和7年(2025年)策定の「流山市こども計画～こども・若者といっしょのまちづくり～」では、こどもの権利を保障する4つの一般原則を基本理念及び基本的考え方に位置付け「こどもにやさしいまちづくり」の実現を目指すこととされました。さらに今年度からは本格的にすべてのこどもが自分らしく安心して生きることができるよう「(仮称)流山市こどもの権利条約条例」の制定に向けた取り組みが進められていることは、乳幼児の保育に携わる者として大変心強く、また更なる責任を感じるところです。

流山市民間保育所協議会(以下、流山民保協)はこうした流山市の「こどもにやさしいまちづくり」の実現を図るため、専門機関と連携を取りながら、保育の充実並びに質の向上のため今後もより一層努力してまいります。つきましては以下の点について要望いたします。

〈要望事項〉

1. 保育所に対する補助金水準の維持、向上を推進してください
2. 配慮の必要な子どもの保育に対する支援を継続してください
3. ICT化に伴う設備購入に対する補助の充実を推進してください

1. 保育所に対する補助金水準の維持、向上を推進してください

流山市の民間保育園は地域の子育て支援や保護者の多様なニーズに応えるため、様々な保育事業に取り組んでいます。すべての園で要配慮児の受け入れを行い、地域子育て支援拠点事業や一時預かり事業など流山市民の子育てを支える重要な役割を果たしています。しかし保育をめぐる情勢は日々変化し、より充実した質の高い保育環境を提供することが社会的に求められています。その実現には民間保育園に対する補助金水準の維持・向上が不可欠です。

特に保育士の確保・定着は、保育の質を維持・向上させる上で極めて重要な課題となっております。全国的な保育士不足が継続しているにもかかわらず、少子化に伴う保育士養成校の相次ぐ閉校など今後新卒保育士数は更に減少する見込みと厳しさは増しています。

現在実施されております流山市保育士支援事業（43,000円補助等）および宿舎借上げ制度は、保育現場において極めて重要な人材確保と保育士の定着に大きく寄与しております。引き続き当該事業を継続して実施していただきますよう強く要望いたします。

特に流山市保育士支援事業は求職者が流山市で働きたいと思う大きな理由の一つです。しかし近年保育士確保の厳しさが増す中、近隣自治体では流山市を上回る額に引き上げられる（松戸市 45,000円）など保育士の奪い合いが生じています。補助水準の差により、人材流出や採用困難につながるようなことがないよう、更なる拡充についてご検討をお願いいたします。

又、宿舎借上げ制度について国は3～4年で終了としておりますが、首都圏においてあと3～4年で保育士が充足するとは考えにくく、すでに東京都では保育士確保のために宿舎借上げ制度を独自に継続する方針を示しています。都内まで10分程度で通勤できる流山市にとっては保育士の流出を防ぐ対策が早急に必要です。国に対して宿舎借上げ制度の継続を流山市として要望していただくようお願いいたします。

近年保育現場では保育に係る事務の軽減が課題となっておりますが、事務現場の実感もICT化に対応するための事務量の増大や複雑な処遇改善加算申請事務の増大、度重なる子どもや働き方などに係る法律改正に伴う事務の増大等、多忙を極めています。民間保育園という規模の中で部門を分けて対応できる法人ばかりではなく、保育現場を支える事務職員を安定的に雇用できるよう公定価格の引き上げを流山市として国に要望していただきますようお願いいたします。

2. 配慮の必要な子どもの保育に対する支援を継続してください

保育現場では発達に特性のある子どもや、集団生活の中で配慮・支援を必要とする子どもが増加しております。要配慮児を受け入れ保育にあたる現場を支える流山市要配慮児受け入れ加算は、要配慮児に対応する人員の確保や子どもの発達を支える環境整備など柔軟に活用できる大変優れた流山市独自の加算であり、深く感謝申し上げます。

加算等にとどまらず流山市では専門家による巡回指導や研修会の開催など、子どもたち一人ひとりの発達や特性に寄り添い、誰もが安心して園生活を送れるよう保育の質の向上を行政として継続的に支えて頂いていることは大変心強く思うところです。今後とも本措置を継続実施していただきますようお願いいたします。

さらに今年度より特定理学療法士等の専門家を保育士1名とみなすと説明がありました。これはインクルーシブ保育及び発達支援について、保育士が日常的に身近に専門家から助言や援助を受ける可能性を広げるものと受け止めております。

発達支援は子どもの育ちを支える前向きな支援であること、相談機関及び支援体制についても地域や保護者に分かりやすく継続的に発信していただき、園・家庭・行政が連携しながらその子にとって必要な早期支援につなげられるよう後押しをお願いいたします。

3. ICT化に伴う設備購入に対する補助の充実を推進してください

現在、市内保育施設においてはパソコンの導入率が100%、タブレットが82.8%に達するなど、ほぼ全ての園でICT機器の活用が進んでおります。主な用途は「保護者向け連絡(100%)」や「記録(96.6%)」といった日々の基幹業務であり、現場からはICT化により業務が遥かにスムーズになり「子どもたちと向き合う時間を創出できた」という明確な成果が報告されています。

ICT化が進む一方で、複数人での並行作業や各クラスへの配置(戸外活動・避難時の安全確保用など)に必要なパソコン・タブレット、携帯電話の絶対数は不足し、各園から「あと4~6台必要」との具体的な声が上がっています。また、過去に41.4%の園が申請したICT補助金は一回限りのため、法人のセキュリティールによる5年ごとの義務的な買い替え(経年劣化対応)や、アプリの更新・メンテナンスといった継続的なランニングコストが、各園の大きな財務負担となっています。

① ローテーション型補助制度の新設・拡充

1回限りの補助ではなく、機器の経年劣化や故障に伴う「修理・買い替え」に対応する循環型の補助制度を創設してください。

② 実態に即した必要台数の確保支援

クラス配置や複数人による同時事務作業を可能にするため、PC・タブレット、安全管理用のスマートフォン等の追加購入費用をサポートしてください。

③ ランニングコスト(運用・保守費)の継続支援

アプリの月額利用料、システム更新費、セキュリティメンテナンス費など、運用の継続にかかる費用の一部を補助してください。

ICT化の推進に対し現場の声を活かした支援措置を講じていただきますようお願いいたします。

「幼児教育推進体制等を活用した幼保小の架け橋プログラム推進事業」 令和8年度流山市架け橋期のカリキュラム作成に関わるモデル地区について

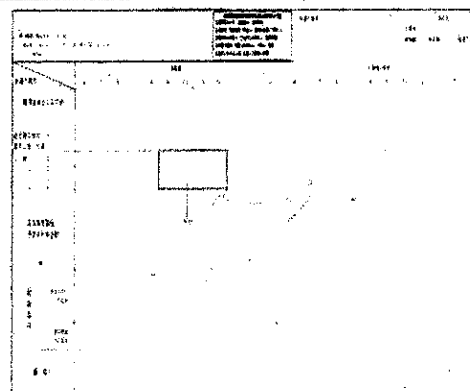
対象校・園

○おおたかの森小とその連携園

○東深井小・西深井小とその連携園

「架け橋期のカリキュラム」とは…

- ☑ 年長（5歳児）から1年生までの2年間に焦点を当て、幼保小が相互の教育課程・指導計画の改善を図るために協働して作成するもの。
- ☑ 地域の中の子どもたちにどのような姿であってほしいか話し合い、幼児期に育まれた資質・能力を小学校以降さらに伸ばしていくために、取り組んできたことの足跡として作成する。
- ☑ 作成したカリキュラムは、継続して見直し、工夫・改善させていく。



モデル地区で想定される活動内容

幼保小合同会議

- ・期待するこどもの姿や育みたい資質・能力の共有
- ・幼保小の取組に関する年間計画を作成。
- ・「架け橋期のカリキュラム」の作成。

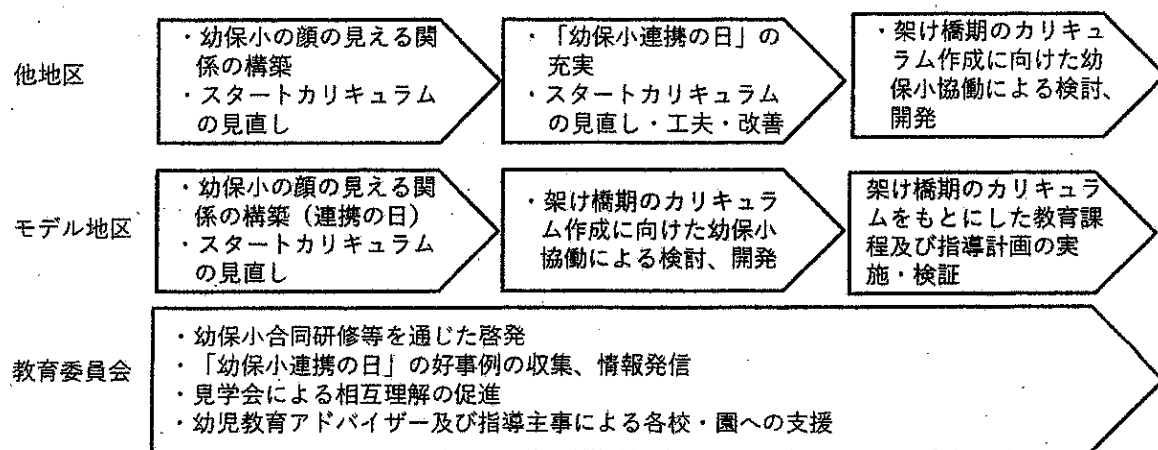
相互参観

- ・幼児教育・保育施設の職員による小学校の参観。
- ・小学校職員による園の参観。
- ・同地区の園同士の参観。

校・園内研修の実施

- ・幼保小連携や接続について、対象学年の担任だけでなく、全校・園体制で研修する。

本市における架け橋期のカリキュラム作成スケジュール



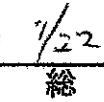
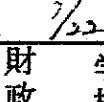
※合同会議や相互参観時の様子を撮影させていただくがございます。また、モデル地区の実践については事例集やHPで掲載する可能性があります。（画像等使用する場合には、事前にご相談します）

問い合わせ先
流山市幼児教育支援センター
担当：長谷部（7154-8081）

1.1 今後の保育園、認定こども園、幼稚園の入園者数推移の見通し

年度	認定区分		量の見込み（単位：人）
令和9年度	1号認定（3～5歳）	—	1,783
	2号認定（3～5歳）	学校教育の利用希望が強い	272
		上記以外	5,057
	3号認定	0歳	434
		1歳	1,556
		2歳	1,734
令和10年度	1号認定（3～5歳）	—	1,690
	2号認定（3～5歳）	学校教育の利用希望が強い	292
		上記以外	5,213
	3号認定	0歳	447
		1歳	1,604
		2歳	1,787
令和11年度	1号認定（3～5歳）	—	1,602
	2号認定（3～5歳）	学校教育の利用希望が強い	316
		上記以外	5,373
	3号認定	0歳	461
		1歳	1,654
		2歳	1,842

起案用紙 (甲号)

起案用紙 (甲号)				保存年限	30 年	目次番号	議案23-
決 裁 区 分	(甲)・乙・丙・丁		特 殊 表 示	記 号 番 号	流 第 号		
起 案	所属 学校教育 部 指導 課 職氏名印 課長補佐 田中 弘美 電話 /内線 422			処 理 経 過	先 方 文 書	第 号	
					(発信) 平成 年 月 日		
					(収受) 平成 年 月 日		
					起案	平成 23 年 7 月 22 日	
審 査	公印使用	月 日		決裁	平成 年 月 日		
文書取扱主任印	管守者印	使用回数		施行	平成 年 月 日		
				公開区分	(公 開) 全部非 ・ 部分非		
件 名	流山市幼児教育支援センター及び附属幼稚園の設置等に関する条例の制定 に関する議案の提出について						
決 裁	市 長	副市長	教育長	部 長	次 長	課 長	課長補佐
							
合 議	総合政策部長 7/25 総務部長 7/25 財政部長 7/25 企画政策課長 7/25 総務課長 7/25 財政調整課長 7/25 学校教育課長 7/25 行政企画推進課長 7/25						
意見付記							
このことについて、 別紙 裏面 により 提出 してよろしいか。							
分 類	第 1 ガイド	議 会	第 2 ガイド	第 3 回定例会議案	個 別 フォルダー	議 案	

流 山 市

1 制定（改正・廃止・整理）の理由
家庭、地域社会の教育力の向上を図るため、小学校や地域、公立私立の区分を超えた幼稚園、保育所（園）、学童保育などと相互に連携を図り、幼児教育の充実や子育て支援の機能強化を目指すとともに幼児教育の振興を図るため、地方行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づく教育機関として流山市幼児教育支援センターを設置し、合わせて学校教育法（昭和22年法律第26号）第3章に規定する幼稚園として流山市幼児教育支援センター附属幼稚園を設置するため制定するものである。
2 制定（改正・廃止・整理）の背景
近年、幼児教育の今日的な課題として、幼児を取り巻く家庭や地域社会の教育力の低下が懸念されており、^{いるところにある。}子供の育ちに変化が生じている。^{また}社会的にも、幼稚園と保育所との一元化や小学校との連携・接続の強化等の要請に加え、公立・私立を問わず子育て支援に重点を置いた幼児教育施設の設置などが求められている。 このため、教育委員会では流山市立幼稚園協議会（以下「協議会」という。）に平成22年8月9日付けで「本市教育委員会が推進する幼児教育の方向性について」及び「（仮称）流山市幼児教育支援センター及び附属幼稚園のあり方」について諮問し、協議会からの意見を求めたところである。協議会から平成23年5月20日付けで答申があり、以下の提言があった。 （1）本市幼児教育の方向性について

流山市の公立小中学校では9年間の児童・生徒の育ちを見据えて「小中一貫教育」

が中学校区ごとに展開されている。そこで幼稚園・保育園（園）と小学校との接続

に関する研究実践が絡まれば、流山の現状を踏まえた、幼児教育・学校教育を貫く

10数年間のプランの構築が可能になる。そこで、今後、本市の幼児教育を進めて

いく際の指標となるべき6点を示す。

① 現在「幼児教育研究室」が中心になって進めている「幼・保・小関連教育研究」

は、上記の観点からも更に組織的・継続的な研究を深めていく必要がある。

② 幼児教育に関わる諸機関の活動の連携と情報の共有のために「（仮称）流山市

幼児教育支援センター」が全体をまとめ、相互をつなぐ役割を果たすべきである。

具体的には、本市幼児教育に関わる諸施設・機関の機能連携を構築する中心にな

るべきである。

③ 地域の中の教育力をいかに生かすかは、幼稚園のみならず他の幼児教育関連施

設においても実践上の重要な位置を占めていることを認識し、各施設・機関が実

践を深めなくてはならない。

④ 地域の教育力の活用を通して、ややもすると子どもたちに欠けがちなコミュ

ニケーション能力を高めることが期待できる。

⑤ 特別な支援を要する子どもについては、教育・支援・相談を一体的に行い、適切

な就学指導につなげる。

⑥ 「附属幼稚園」では、これらの研究や活動を踏まえた教育を行い、一地域の幼稚

起案用紙（乙号）

園ではなく、市全体に関わる幼児教育を推進する幼稚園としての存在価値を得られる園にする。

（2）（仮称）流山市幼児教育支援センターのあり方について

（仮称）流山市幼児教育支援センターは、家庭、地域社会の教育力の向上を図るため、小学校や地域、公立私立の区分を超えた幼稚園・保育所（園）・学童保育などと相互に連携を図り、流山市全体の幼児教育の充実や子育て支援の機能強化を目指し、その運営にあたっては、次の内容の充実に努める。

①幼児をもつ親への啓発 ②子どもを中心に据えた相談支援

③様々な連携による相互理解の推進

④幼児教育に関する専門的、技術的な人材の活用、育成

⑤附属幼稚園を利用した調査研究及び指導者の研修

⑥家庭教育に関する広報・支援

（3）附属幼稚園のあり方について

流山市内唯一の公立幼稚園として、これまで公立幼稚園が果たしてきた役割を踏まえて、実践内容を発信し、他園の実践・研究に資するなど流山市全体の幼児教育の振興を図る。また、（仮称）流山市幼児教育支援センターの附属という特徴を活かした、センターの調査・研究を反映する実践を展開するなど先導的な取組を行う。

教育委員会では、協議会からの答申を踏まえて、「幼児の家庭教育のための相談

及び支援」「幼児教育のための研修、講座等の実施」「幼児教育に関する情報の収

流 山 市

起案用紙（乙号）

集及び提供」「附属幼稚園の活動を利用した調査及び研究」等の事業を実施し、幼児教育の充実や子育て支援の機能強化を目指すとともに幼児教育の振興を図るため流山市幼児教育支援センターを設置する。また、江戸川台幼稚園を平成24年3月31日付けで廃園とし、流山市幼児教育支援センターの附属という特徴を活かして、センターの調査・研究を反映し、実践を展開するとともに実践内容を発信するなど先導的な取組を行う流山市幼児教育支援センター附属幼稚園を設置する。

附属幼稚園の入園料及び授業料については、公立幼稚園と私立幼稚園との費用に格差があり、受益者負担の公平性の観点から授業料年間84,000円を108,000円に改定する。なお、現在、江戸川台幼稚園に在園（年少）している園者については、附属幼稚園が設置後は附属幼稚園に入園したものとみなし、授業料については、幼児1人につき年額84,000円とする。

3 制定（改正・廃止・整理）の内容

（1）趣旨

流山市幼児教育支援センター及び流山市幼児教育支援センター附属幼稚園を設置するため。

（2）各条項の要点

別紙（素案文及び各条項の要点）のとおりとする。

4 本（改正後の・整理後の）制度の運用

（1）手続の内容（適宜フローチャート等により図示し、事務処理の流れを明示する。）

流山市

起案用紙（乙号）

5 本制度上の（改正・廃止・整理により生ずる）効果	
（1）期待すべき効果	
幼児教育に不安を持つ保護者に対し、幼児教育支援センターによる支援体制を 充実することにより、健やかな幼児の成長に資することができる。	
（2）利益（メリット）・不利益（デメリット）	
幼児の保護者が安心して子育てができる。	
6 本制度（改正・整理）の概要	
（1）流山市幼児教育支援センター及び附属幼稚園を設置する。	
所在地 流山市江戸川台東3丁目2番地	
敷地面積 2,212.55㎡ 構造 木造平屋 延床面積 588.74㎡	
（2）入園料及び授業料の改定	
（3）現江戸川台幼稚園の廃園に伴う流山市立幼稚園設置条例の廃止	
7 施行期日 平成24年4月1日	
8 財政措置	
10（教育費）－1（教育総務費）－4（教育研究指導費）	
（仮称）幼児教育支援センター運営事業 1,226,000円	
10（教育費）－4（幼稚園費）－1（幼稚園費）	
（仮称）幼児教育支援センター附属幼稚園備品等整備事業6,553,000円	
9 議会への提出時期 平成23年流山市議会第3回定例会	

流 山 市

議案第 56 号

流山市幼児教育支援センター及び附属幼稚園の設置等に関する条例の制定について

流山市幼児教育支援センター及び附属幼稚園の設置等に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成23年9月1日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 流山市幼児教育支援センターを設置し、併せて同センターに流山市幼児教育支援センター附属幼稚園を設置するためである。

流山市幼児教育支援センター及び附属幼稚園の設置等に関する条例

(設置)

第1条 市は、幼児教育の振興を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定により、流山市幼児教育支援センター(以下「幼児教育支援センター」という。)を設置し、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく幼稚園として幼児教育支援センターに流山市幼児教育支援センター附属幼稚園(以下「附属幼稚園」という。)を設置する。

2 幼児教育支援センター及び附属幼稚園の位置は、流山市江戸川台東3丁目2番地とする。

(業務)

第2条 幼児教育支援センターは、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 幼児の家庭教育のための相談及び支援に関すること。
- (2) 幼児教育のための研修、講座等の実施に関すること。
- (3) 幼児教育のための情報の収集及び提供に関すること。
- (4) 附属幼稚園の活動を利用した調査及び研究に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、流山市教育委員会が幼児教育の振興を図るために必要と認める業務

(職員)

第3条 幼児教育支援センターに所長を置くほか、その他の必要な職員を置くことができる。

2 附属幼稚園に園長及び教諭を置くほか、その他の必要な職員を置くことができる。

(幼稚園の定員)

第4条 附属幼稚園の定員は、1学級につき30人とする。

(入園資格)

第5条 附属幼稚園に入園できる者は、本市内に住所を有する満4歳に達した日後最初の4月1日から小学校就学の始期に達するまでの間にある幼児とする。

(入園の許可)

第6条 幼児を附属幼稚園に入園させようとする当該幼児の保護者は、

園長にその旨を申請し、許可を受けなければならない。

- 2 園長は、前項の規定による申請に係る幼児の数が第4条に定める定員を超えるときは、抽選によって入園を許可する者を決定するものとする。

(授業料等の額)

第7条 附属幼稚園の授業料及び入園料（以下「授業料等」という。）の額は、次のとおりとする。

- (1) 授業料 前条の規定により入園を許可された幼児（以下「園児」という。）1人につき年額108,000円

- (2) 入園料 園児1人につき5,000円

(授業料の納付)

第8条 月の初日に附属幼稚園に在籍する園児の保護者は、毎月15日（8月については9月15日とする。）までに授業料の年額の12分の1に相当する額を市長が指定する方法により納付しなければならない。

- 2 前項に規定する授業料の納付期限が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる場合にあっては、その日後において最も近い土曜日、日曜日又は休日でない日を授業料の納付期限とする。

(入園料の納付)

第9条 園児の保護者は、入園料を市長が別に定める日までに市長が指定する方法により納付しなければならない。

(授業料等の減額又は免除)

第10条 市長は、必要があると認めたときは、規則で定めるところにより、授業料等の一部を減額し、又は免除することができる。

(授業料等の還付の制限)

第11条 納付された授業料等は、これを還付しない。ただし、前条の規定により授業料等を減額し、又は免除する場合は、この限りでない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日（以下「施行日」という。）から施

行する。ただし、附則第3項及び第4項の規定は、公布の日から施行する。

(流山市立幼稚園設置条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 流山市立幼稚園設置条例(昭和39年流山市条例第17号)

(2) 流山市立幼稚園の授業料等徴収条例(昭和31年流山市条例第69号)

(準備行為)

3 第6条の規定による申請及び許可並びにこれらに関し必要な手続は、流山市教育委員会が定めるところにより、施行日前においても行うことができる。

(流山市立幼稚園に在籍する幼児の附属幼稚園への入園に関する特例)

4 前項の規定にかかわらず、附則第2項第1号の規定による廃止前の流山市立幼稚園設置条例に基づき設置する幼稚園(以下「流山市立幼稚園」という。)に在籍している幼児の保護者が、この条例の公布の日から施行日の前日までの間の流山市教育委員会が指定する日までに、当該幼児につき施行日以後引き続き附属幼稚園へ入園することを希望する旨を流山市教育委員会が別に定める方法により申し出た場合であつて、この条例の施行の際現に当該幼児が流山市立幼稚園に在籍しているときは、当該幼児については、施行日において第6条の規定により附属幼稚園への入園の許可を受けたものとみなす。

5 前項の規定により附属幼稚園に入園した園児に係る授業料等については、第7条の規定にかかわらず、授業料を園児1人につき年額84,000円とし、入園料は、納付を要しないものとする。

流山市幼児教育推進に係る体制構築に向けた
プロジェクトチーム（幼児教育センターPT）
最終とりまとめ

令和8年9月10日

目 次

はじめに	2
1. 「中間とりまとめ」時の幼児教育支援センター事業に関する課題とその改善	
(1) 幼児教育支援センター運営体制の見直し	3
(2) 「架け橋期のカリキュラム」作成に関する調査・研究について.....	3
(3) 相談時間の延長	5
2. 新たな幼児教育センター（仮称）の役割及び機能について.....	5
(1) 「人材育成」部門について	6
(2) 「調査研究」部門について	8
(3) 「相談支援」部門について	9
3. 新たな幼児教育センター（仮称）の設置について	10

はじめに

本市においては、令和5年流山市立幼稚園協議会に対して、「市の推進する幼児教育の方向性」と「今後の幼児教育支援センター及び附属幼稚園の在り方」について諮問を行い、本協議会において協議が重ねられ、令和5年10月13日に答申を受けた。その中で、今後の幼児教育支援センターの在り方については、「幼児期から児童期における教育の更なる充実を図るため、市としての方向性や指針を示す場所として、また、幼保小連携を図り、情報発信や研修、現場のサポートなどができる、本市幼児教育の中核を担う組織となるべきである。そのためには、国の補助制度を積極的に活用し、幼児教育アドバイザーを配置するとともに、幼児教育を扱う市役所の部署を一体化させるべく、当該部署を貫く大胆な庁内体制の構築を図るべきである。」と示された。

このことを受け、幼児期から学童期における教育・保育の更なる充実を図り、市としての方向性や指針を示し、本市の幼児教育・保育の中核を担うこと、そして、幼児期から学童期にわたる育ちを保障し、幼児期のこどもたちを持つ保護者のサポートを行うことを目的とする新たな幼児教育センター（仮称）の設置及びその役割・機能の検討を行うため、幼児教育・保育に関わる庁内担当部署の横断的な組織として、庁内の職員で構成する「流山市幼児教育推進に係る体制構築に向けたプロジェクトチーム」（以下、「幼児教育センターPT」という。）を立ち上げ、令和6年度に6回の議論を経て、「中間とりまとめ」を行った。

その後、学校教育部では、幼児教育支援センターの機能の見直し及び拡充を進めてきた。また、「中間とりまとめ」における具体的な課題に的確に対応し、庁内の連携をより発展させるための組織として「幼児教育推進体制構築に向けた担当者会議（以下、幼児教育推進担当者会議）」を立ち上げ、健康福祉部・こども家庭部（現こども未来部）・学校教育部の3部（以下3部）による議論を重ねてきた。

なお、母子保健・児童福祉の連携をより一層強化し、妊婦、こども、家庭に関する悩みごとを一緒に考える部署として、こども未来部こども家庭センターが令和8年4月より開設されている。

これらを含め、市の状況を鑑み、今後幼児期から学童期における教育・保育の更なる充実を図り、幼児期から学童期にわたる育ちを保障するとともに、幼児期のこどもたちをもつ保護者を一体的にサポートしていくためには、どのような庁内体制を構築すべきか。そして、幼児教育・保育の中核を担う新たな幼児教育センター（仮称）がどのような役割・機能を果たすべきかについて検討し、「最終とりまとめ」とすることとした。

1. 中間とりまとめ時の幼児教育支援センター事業に関する課題とその改善

令和6年8月30日の「中間とりまとめ」において、学校教育部の所管する幼児教育支援センターの課題として、①幼児教育支援センターの運営体制の脆弱さ、②「架け橋期カリキュラム」作成に関する調査・研究の不足、③社会の変化や保護者のニーズの変化に対応しきれなかったことによる相談件数の減少、の3点があげられた。

このことを受け、学校教育部では令和6年度より2年間をかけて下記の通り見直しを図り、改善策を講じてきた。

(1) 幼児教育支援センターの運営体制の見直し

幼児教育支援センターの人員は、令和5年度まで教育研究企画室長及び指導主事が他の業務と兼務しており、運営体制が脆弱だったといわざるを得ない状況であった。

そこで、令和6年度からは指導主事1名を幼児教育支援センター専属として配置した。また、令和7年度からは幼児教育支援センター長も専属とし、2名の指導主事を配置することで、運営体制の強化を図った。

また、令和7年度より幼児教育アドバイザーを新たに設置し、3名の会計年度任用職員を配置した。幼児教育アドバイザーは小学校教員免許状・幼稚園教員免許状・保育士資格のいずれかを有する者、かつ、幼児教育・保育施設又は小学校で管理職や主任等の豊富な実務経験を有する者とした。

(2) 「架け橋期のカリキュラム」作成に関する調査・研究について

幼保小の協働による「架け橋期のカリキュラム」の作成については、市教育委員会として、令和7年度より文部科学省「教育支援体制整備事業交付金（幼児教育推進体制等を活用した幼保小の架け橋プログラム促進事業）」を受託し、架け橋期カリキュラムの策定・実施・改善に向けた取組を進めてきた。主な取組は以下の3点である。

ア 架け橋期カリキュラム推進会議の設置

令和6年度より「架け橋期カリキュラム推進会議」を立ち上げた。委員には、市内の小学校、私立・公立の保育所（園）や幼稚園の代表者や有識者に加え、こども未来部や健康福祉部といった関係機関の代表者も参加している。本会議は、年間3回実施されており、「架け橋期のカリキュラム」作成の方向性を議論するとともに、市としての架け橋期のこどもに期待する姿や「流山市版架け橋期のカリキュラム（例）」の検討を進めてき

た。

イ 「架け橋プログラム」の普及・周知

「架け橋期のカリキュラム」の作成の必要性に関する周知・啓発については、これまで関係機関を対象に配付してきた「架け橋だより」に加え、令和7年3月に「架け橋期カリキュラム作成の手引き（初版）」を、令和8年3月には「架け橋期カリキュラム作成の手引き（第2版）」を発行してきた。これらは、これまで幼児教育支援センターが実施してきた「保幼小関連教育研究会」を継承した「幼保小合同研修会」や「架け橋期教育の充実に関する研修会」において、広く幼保小連携の必要性や「架け橋期のカリキュラム」作成に関する考え方を浸透させてきた。

さらに、保護者に対しても周知・啓発を図るべく、令和8年2月には「もうすぐ1ねんせい」を市内の小学校へ入学予定の年長児の全保護者に対して配信した。

また、「架け橋期のカリキュラム」の作成の必要性に関する周知・啓発と合わせて、幼保小の連携体制の構築を図ってきた。令和7年度からは、市内全小学校区で「幼保小連携の日」を開催し、小学校と幼児教育・保育施設の職員との交流を実施することで、幼保小での協働に向けた体制を構築してきた。令和8年度からは、継続的な連携が図れるように、小学校と地域の園で「小学校グループ」を編成している。このことが、小学校と園との自発的な連携を生み出すことにつながっている。

ウ 幼児教育アドバイザーの派遣

幼児教育アドバイザーについては、令和7年度より市内全小学校に派遣し、1年生の学級担任と関わりながら、スタートカリキュラムの見直しに関する指導・助言を行ってきた。また、希望する小学校に対しては全職員を対象とした校内研修を実施している。

幼児教育・保育施設に対しては、これまで幼児教育支援センターが実施してきたスクールカウンセラーによる巡回相談を通じて、幼児の実態に合った教育・保育内容及び方法、環境構成等に関する助言を実施し、幼児教育・保育の質の向上を図っている。巡回相談に幼児教育アドバイザーまたは指導主事が同行することで、幼児教育・保育の方法・内容の助言に加え、幼保小連携に関する情報の提供や「架け橋期のカリキュラム」作成にむけた啓発を進めている。

(3) 相談時間の延長

社会の変化や保護者のニーズの変化に対応しきれなかったことによる相談件数の減少という課題に対し、幼児教育支援センターでの電話相談並びに来所相談については下記のように改善を図った。

	令和6年度まで	令和7年度以降
来所相談受付	原則火曜日 (金曜日の場合もあり) 9時半から14時	月曜日から金曜日まで 9時から16時
電話相談受付	月・火・木 9時から14時	

しかし、来所による相談件数は令和5年度18件、令和6年度29件、令和7年度12件。電話による相談は、令和5年度18件、令和6年度22件、令和7年度9件と、増加には至らなかった。

また、これまで電話での申し込みを原則としていた子育て相談会について、令和7年度の第2回よりオンラインでの申し込みを取り入れた。日中電話での申し込みが難しい保護者にとっては、時間を問わず申し込めるオンライン申し込みの利便性は高いと考えたが、参加者数については、令和5年度13名、令和6年度6名、令和7年度11名という結果であった。

幼児教育相談の減少は、幼児に関する相談機関の多様化、特に児童発達支援事業所等のサービスの拡充が大きな要因であると考ええる。今後、保護者支援の充実を図るためには、保護者のニーズの把握や運営体制の抜本的な見直しが必要なものと考ええる。

2. 今後の幼児教育支援センターの役割及び機能について

令和6年8月30日の「中間とりまとめ」の中では、就学前のこどもに関わる各種取組の課題について、主に①配慮を要するこどもの受入れに関すること②配慮を要するこどもを含めた幼児教育・保育の質の向上に関すること③福祉と教育との連携に関することとされた。これらに対応するため、就学前のこどもの育ちや学びに特化した総合的なセンターとして、新たな幼児教育センター(仮称)の設置が検討された。新たな幼児教育センター(仮称)では、市内の幼児教育・保育の実践を積極的に支援し、困り感を持つ保護者・こどもの相談支援について、就園及び療育に関する相談・検査・支援方針の決定

までをワンストップで行うこととし、具体的な機能について「相談支援」「人材育成」「調査研究」の3つの部門に整理した。

この3つの部門における当初の構想をもとに、学校教育部による幼児教育支援センターの改善、3部の連携の深化やこども家庭センターの設置等、令和6年度以降の変化を踏まえ、これまでの成果と現状の課題を整理していく。

(1)「人材育成」部門について

ア 幼稚園、保育所(園)及び認定こども園等の職員を対象とした各種研修の実施について

「中間とりまとめ」までの議論の中で、①保育士、幼稚園教諭等のキャリアステージや職種、各分野に応じた各種研修の実施②幼保小のつながりある教育に関する研修、特に架け橋期のカリキュラムの充実③既存の研修会とも連携を図った研修体制の構築の必要性が挙げられた。

これを受け、3部の担当者により、令和6年12月、「幼児教育センターPT担当者会議【人材育成部門】」を開催し、その後、「幼児教育推進体制構築に向けた担当者会議」として、令和7年度に計5回の議論を重ねた。

その成果については、

○多様性に応じた教育・保育の実現のために核となる職員の育成を図るため、令和7年度より幼児教育支援センターの事業として「幼児教育希望研修」を設置した。本研修会には、幼児教育・保育施設の職員だけでなく、小・中学校の特別支援コーディネーター、児童発達支援事業所や学童保育など関係機関の職員などが参加し、こどもにかかわる大人が園校種や職種を超えてともに学ぶ機会を設定することができた。

○児童発達支援センターでは、専門性を生かし、地域の支援力向上を目的に、保育士・幼稚園教諭・児童発達支援事業所職員を対象とした研修会を実施している。保育課では、心理士をファシリテーターに、保育士が要配慮児童の保育等に関する情報交換等を行う「保育ワークショップ」を開催している。また、こども未来課では、その土台となるこどもの権利擁護に関する研修を行っている。実施時期や研修内容を3部で検討し、幼児教育支援センター、児童発達支援センター、保育課、こども未来課それぞれの専門性を生かしながら、市全体の教育・保育の質の向上を図ることができるよう、特に令和8年度はインクルーシブな教育・保育の実現に向けた研修について体系化を図ることとした。

○幼児教育支援センターでは、これまでの「保幼小関連教育研究会」を継

承し、架け橋期の教育についての内容に特化し、幼保小の職員が合同で研修する場とし、「幼保小合同研修会」を開催することができた。また、本市の「架け橋期のカリキュラム」作成に向けた方向性を共有するための「架け橋期教育の充実に関する研修会」を開催することができた。

○各課で実施している各種研修や訪問支援、教職員向けの相談窓口等を集約し、「幼児教育研修等一覧」を取りまとめ、令和8年4月に市内の幼児教育・保育施設に配付することができた。

今後の課題としては、実施主体が異なる研修を整理し、研修受講者(予定者)に周知を図ることが必要である。

イ 専門性を高める講座等の開催

発達障害をはじめ障害のあるこどもへの支援に当たっては、行政の分野を超えた切れ目のない連携が不可欠であり、一層の推進が求められていることから、①教育と福祉の連携のための相互理解の促進や情報共有の必要性②幼児に関わる心理士等の専門職同士の課題の共有や情報交換、合同研修の必要性が「中間とりまとめ」でも述べられている。

このことについて、現段階の取組の成果として、

○令和7年度第1回「幼児教育希望研修」において、多様性に応じた教育・保育の実現に向けて、就学に向けた切れ目のない支援体制の構築を図ることを目的に、こどもたちの育ちをつなぐ連携体制づくりや個別サポートファイルの活用についての研修会を開催することができた。

○令和8年5月に開催された第6回幼児教育推進担当者会議の中で、令和8年度の取組の方向性として、「インクルーシブな教育・保育の実現に向けた見方・考え方の育成」を目指すことを確認した。具体的には、園を訪問する専門職等による訪問支援に関する情報共有、インクルーシブな教育・保育の実現に向けた研修及び訪問支援の在り方、個別の支援計画・指導計画の活用の推進をテーマに議論していくことが決まった。令和8年度は計4回の幼児教育推進担当者会議の開催が予定されている。

○令和5年度に児童発達支援センターでは、庁内の心理士を対象とした研修会を実施した実績がある。その後も、市長部局の心理士(正規職員が配置されている課)を対象とした交流会を、令和6年度は不定期開催、令和7年度からは年3回の頻度で開催しており、それぞれの心理業務の共有や、業務で扱うケースについて検討を行っている。

一方で、教育・保育関係者と福祉関係者の相互理解の促進、会計年度任用職員も含めた心理士等が学び合う機会の確保については課題が残っている。

ウ（仮称）こどもの育ち・学びアドバイザーによる訪問相談

「中間とりまとめ」の時点では、こどもの実態に合った教育・保育内容及び方法、環境の構成や調整等について指導・助言を行うため、幼児教育・保育の豊富な経験がある者や心理士等の専門職が、（仮称）こどもの育ち・学びアドバイザーとして幼稚園や保育所（園）を訪問するとしていた。

このことについては、前述のとおり、幼児教育支援センターに令和7年度より幼児教育アドバイザーが配置され、こどもの実態に合った教育・保育内容及び方法、教育・保育の環境の構成や調整等について指導・助言を実施している。

保育課では、「要配慮児童保育コンシェルジュ」による事前面談を実施した要配慮児についてのフォロー訪問を実施しており、児童、保護者、保育士それぞれを支援している。

（２）「調査研究」部門について

ア「架け橋期のカリキュラム」の作成

幼児教育支援センターでは、前述のとおり、令和7年度より文部科学省「教育支援体制整備事業交付金（幼児教育推進体制等を活用した幼保小の架け橋プログラム促進事業）」を受託し、架け橋期カリキュラムの策定・実施・改善に向けた取組を進めてきた。

令和8年度は、前年度に「架け橋期カリキュラム推進会議」で検討、作成した「流山市版架け橋期のカリキュラム（例）」や「架け橋期カリキュラム作成の手引き（第2版）」を活用しながら、モデル地区2地区での架け橋期のカリキュラムの試作に取り掛かっている。

令和8年5月に行われた「幼保小合同研修会」では、小学校グループごとの「期待するこどもの姿」を策定し、それを実現するための資質・能力等の視点をもった相互参観、協議の場である「幼保小連携の日」の実施などに関する年間計画を立案した。

このことは、「架け橋期のカリキュラム」作成に向かう足掛かりとなるとともに、「地域のこどもたちを共に育てる」という意識が醸成さ

れ、小学校と園のつながりでだけではなく、園同士の相互参観の場が設定されるなど、園校種や施設類型を超えた学び合いの場が持たれる地域も生まれ始めた。

幼児教育支援センターでは、令和８年度のモデル地域の「架け橋期のカリキュラム」作成に関する取組をとりまとめ、「架け橋期カリキュラム作成の手引き（第３版）」の発行の準備を進めるとともに、令和９年度全小学校グループでの「架け橋期のカリキュラム」作成を目指し各地区のコーディネートを進めていく。

イ 「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」等を踏まえた取組について

国の動きとして、令和５年１２月に「幼児期のこどもの育ちに係る基本的なビジョン」が閣議決定された。また、現在、「幼稚園教育要領」並びに「保育所保育指針」等の改訂に向けた検討が行われている。市としては、これらの国の方向性を注視しながら、今後改正を予定している「流山市保育の質のガイドライン」や「架け橋期のカリキュラム作成の手引き」に、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」の考え方を反映させていく。

（３）「相談支援」部門について

ア 幼児に関する総合相談窓口の設置

発達への不安や幼稚園就園に関する悩みなど、ワンストップで対応し、必要なサービス資源へのつなぎ、斡旋・紹介を行うための総合窓口の設置を、「中間とりまとめ」時点では検討していた。

一方で、令和８年度行われた第７回幼児教育センターＰＴ会議では、「相談支援については、検討当初に比べるとＡＩの技術が進化し、相談支援の形も変化してきている。」「幼児教育推進担当者会議の定期的な開催により、担当者同士のつながり、相互理解が進んできた現状がある。」「必要な支援が行き届かない状況が生じないことが重要であり、どこの窓口にも相談が寄せられても、適切な機関につなげること、既存の機能が拡大してサポートを受けられない事案を防ぐことが重要ではないか」との意見が交わされた。

担当部局として一本化を目指すべきなのか、データ連携などで情報を一元化していくのか、慎重に検討していく必要がある。

イ 特別な支援が必要な幼児の就園及び療育等に関する相談対応・寄り添いサポート

令和6年度の幼児教育センターPTの立ち上げ当初から、課題として挙げられた私立幼稚園における配慮を要するこどもの受け入れについては、幼児教育支援センターが窓口となり児童発達支援センターと連携しながら就園相談を実施してきた。現在、児童発達支援センターで実施している療育相談及び発達に心配があるケースの就園相談に関しても、幼児教育支援センターとの連携を図り、児童発達支援センターでの心理検査等の実施等を経た上で、療育支援会議に諮り、支援方針を決定し、幼児教育支援センター職員同席のもと保護者にその方針について説明、提案を行っている。

特別な配慮が必要なこどもに対する相談対応については、令和6年4月に国の児童発達支援に関するガイドラインが改訂されたことに伴い、児童発達支援センターに求められる機能が療育相談に限らず、家庭支援や地域支援などと多岐にわたるようになっている。このことは、児童発達支援センターの間口が広がり、特別な支援が必要な幼児やその保護者の相談の入り口となっていると考えられる。児童発達支援センターと幼児教育支援センターとが連携を強めることで、特に幼児期の子育てや就園、就学に向けた不安をもつこどもや保護者への相談支援体制を強化できるものとする。

また幼児グループ「どんぐり」や3歳児健診等についてもこども家庭センターの事業として実施が予定されていることから、関係部局の担当者が同席するなど、人的なつながりを持つことにより、適切な相談機関へのスムーズなつなぎ、関係機関同士の切れ目ない支援を実現できる手立てになるものとする。

なお、指導課教育研究企画室（場所：流山エルズ）で実施している就学相談のうち、小学校入学段階（年長児）の相談と療育相談を同じ場所で実施することが「中間とりまとめ」時点で検討されていたが、これについては、庁舎配置や人員の確保、組織改編等の環境整備を含めて検討していく必要がある。

3. 新たな幼児教育センター（仮称）の設置について

以上のことから、「架け橋期のカリキュラム」に関する「調査・研究」については、これまで担ってきたノウハウを生かしながら、学校教育部が幼児教育支援センターを中心に、保育を所管するこども未来部等と連携しながら

ら推進していくことが、当面の間は望ましいと考える。

また、「人材育成」についても、幼児教育支援センターが中心となり、幼児教育アドバイザーの派遣による教育・保育内容及び方法、環境の構成等に関する指導・助言を充実させるほか、架け橋期のカリキュラムの充実を図る研修の充実を、既存のシステムを活用しながら充実させることが望ましい。また、3部の連携を強化し、それぞれの専門性を発揮することで特別な配慮を必要とするこどもを含めた教育・保育の質の向上を図ることができると考える。

一方で「相談支援」については、特別な配慮を必要とする幼児の幼稚園就園や療育等に関する相談に対応するため、児童発達支援センターと幼児教育支援センターが連携し、相互の専門性を生かしながら、それぞれの機能拡充を目指していくことが望ましいと考える。そのために、幼児教育支援センターと児童発達支援センターのそれぞれの職員が、同じ空間で相談事業に対応できるようにすることやそれに対応できるための人員の確保等を検討する必要がある。また、幼児教育支援センターの拡充にむけた体制強化を進めていくことが必要である。

上記のことを進める一方で、幼児期のこどもやその保護者の総合的な窓口として一本化していくべきかどうか、新たな幼児教育センター（仮称）として設置が必要かどうかは、児童発達支援センターとの連携強化、こども家庭センターでの相談支援の現状等を含めて、必要な段階で検討されるべきと考える。

そのための幼児教育に関係する担当部局の継続的な連携を絶やすことなく、これまで以上に本市の幼児教育が推進されるよう、「幼児教育推進体制構築に向けた担当者会議」を定期的を開催しながら、健康福祉部・こども未来部・学校教育部の連携を深めていく。

(参考)

令和8年度 幼児教育センターPT構成員名簿

部	課等	役職	氏名
健康福祉部	児童発達支援センター	所長	石山 和与
		係長	和田 響子
こども未来部	こども未来課	こども政策室長	鷺尾 和紀
	保育課	課長補佐	宮田 祐介
	こども家庭センター	所長	平尾 美佳
		副所長	渡辺 浩代
学校教育部	学校教育部	次長	吉川 正一
	指導課	課長	高畑 佐文
	指導課	教育研究企画室長	大久保 敦史
	指導課	幼児教育支援センター所長	長谷部 敬子
		指導主事	荒井 智美

※健康福祉部長、こども未来部長及び学校教育部長は、オブザーバーとして出席。

「流山市における小中学校給食費完全無償化に向けた千葉県および国への財政支援を求める意見書提出を求める陳情書」

資料

「学校給食費の抜本的な負担軽減」がスタートします

令和8年
4月から



どんな取組？

子育て支援を目的として、公立小学校[※]の児童の学校給食に必要な食材費について、国が地方自治体を支援する取組です。

※ 義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部を含みます。

学校給食の実施状況に応じて、児童一人・一月当たり次の額を基準として支援します[※]。
※ 年間では、11か月分の支援となります。

どのくらい
負担が
軽くなるの？

完全給食 (パン又は米飯等
+ミルク+おかず)

5,200 円

軽減

6,200 円

軽減

補食給食 (ミルク+おかず)

4,800 円

軽減

5,800 円

軽減

ミルク給食 (ミルクのみ)

1,200 円

軽減

1,200 円

軽減

なお、地方自治体によって学校給食の内容・回数などが異なり、学校給食に必要な食材費が基準額を超える場合があります。基準額を超える部分については、学校給食法に基づき、引き続き保護者から学校給食費を徴収することが可能です。

そのため、地方自治体によっては、保護者負担が生じる場合があります。



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

皆さんの疑問に
お答えします

Q 支援を受けるための手続は？

A 保護者の方は、手続は不要です。

今回の取組は、個人に対して学校給食費を給付するものではなく、地方自治体が学校給食のための食材を購入するための経費を支援する仕組みです。そのため、保護者の皆様に行っていただく手続は原則ありません。

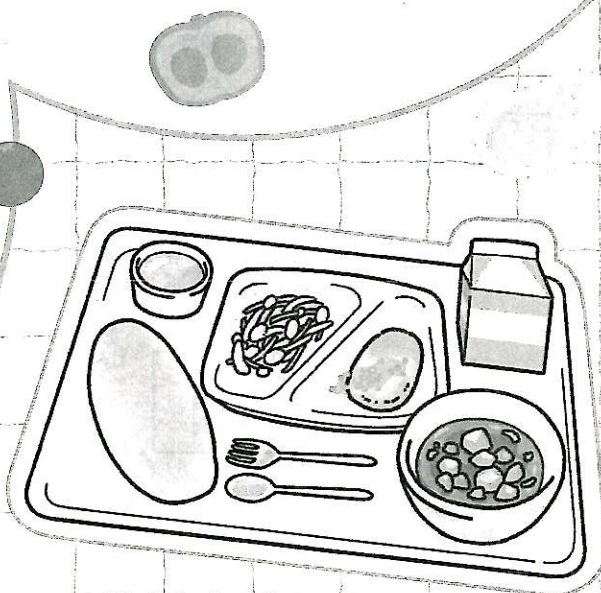
※重度のアレルギーなど、学校給食を食べられない児童への支援を行う地方自治体があり、その支援を受ける場合は個別の手続が必要となります。

Q 無償ではないの？

A 地方自治体によります。

学校給食の食材費が基準額を上回る場合には、保護者から徴収することは可能となっています。このため、地方自治体によっては、引き続き、学校給食費として一定の金額を徴収することもあります。

なお、「給食無償化」との表現が完全無償のイメージにつながることで、独自に学校給食の質を向上させたい地方自治体の財政負担の増加を招いたり、逆に財政負担を抑えたい地方自治体で学校給食の質の低下を招いたりすることが懸念されることから、今回の取組の趣旨が明確になるよう、「学校給食費の抜本的な負担軽減」と表記しています。



ウェブサイト&動画はこちら



(文部科学省公式ウェブサイト内)
https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/kyu-lighten.html

特設
サイト



公立小学校
児童の保護者の皆様へ

令和8年4月から /
給食費の負担が
軽くなります



動画

「給食費の負担が
軽くなります。」

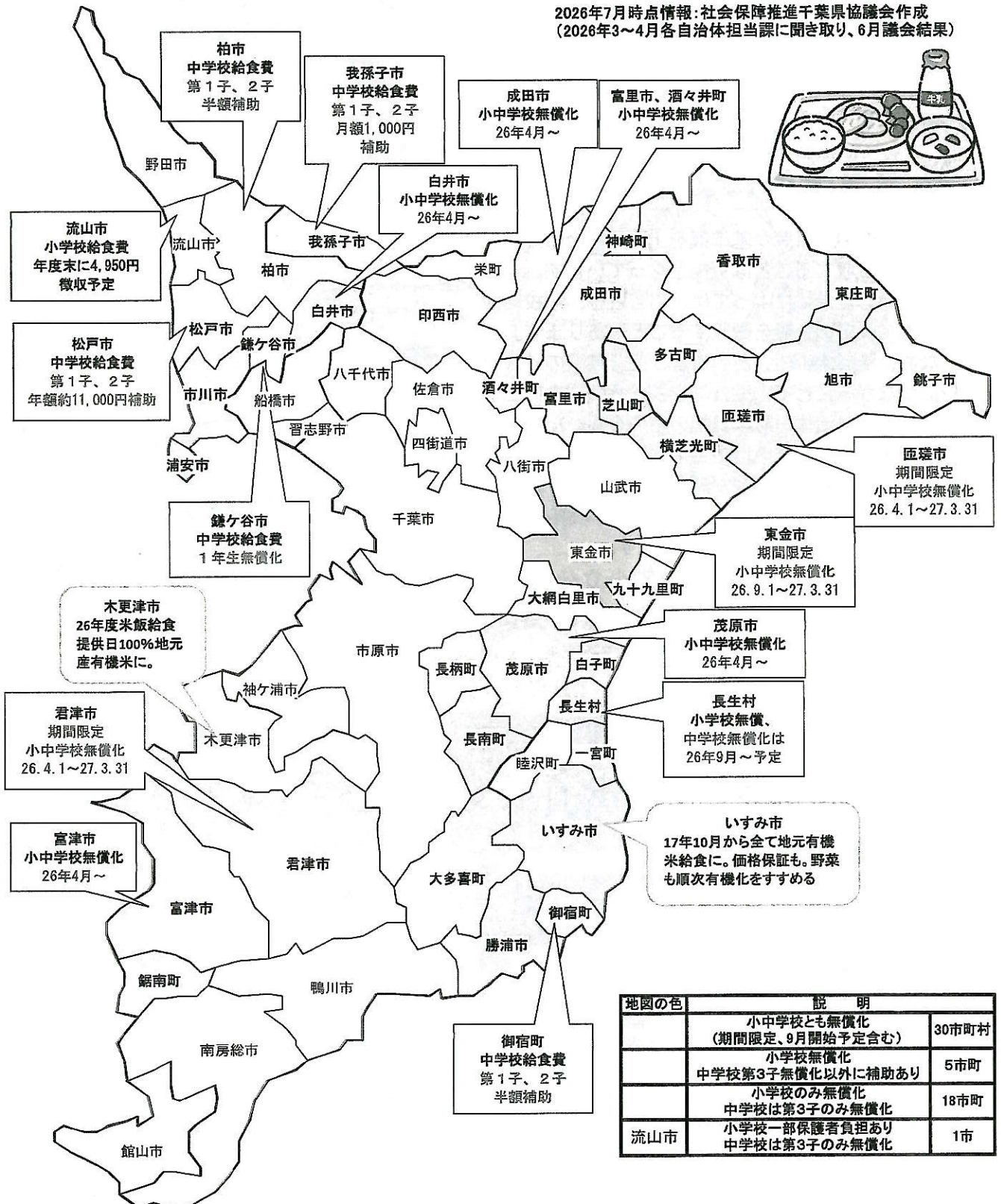
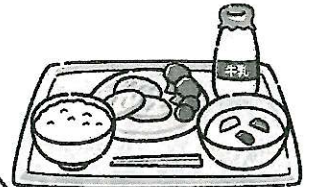


(文部科学省
公式YouTubeチャンネル内)
<https://youtube.com/shorts/E6LI0dtG1hE>

2026ちば学校給食無償化マップ

期間限定、9月開始予定含め小中無償化 30自治体に広がる

2026年7月時点情報：社会保障推進千葉県協議会作成
(2026年3~4月各自治体担当課に聞き取り、6月議会結果)



地図の色	説明	
	小中学校とも無償化 (期間限定、9月開始予定含む)	30市町村
	小学校無償化 中学校第3子無償化以外に補助あり	5市町
	小学校のみ無償化 中学校は第3子のみ無償化	18市町
流山市	小学校一部保護者負担あり 中学校は第3子のみ無償化	1市

経済

給食費無償化、財布は三つある ― 国・都道府県・市区町村で分かれる負担の設計図

2026年4月開始の公立小学校給食費無償化について、月5200円の支援単価、国と都道府県の折半案、租税特別措置見直しによる財源確保、仙台市・東京都の独自上乗せ事例を一次資料に基づき整理する。

News coda 編集部 ・ 2026-08-17

目次

概要

1. 国の制度設計 ― 所得制限なしの一律月5200円
2. 国の財源 ― 歳出改革と租税特別措置見直し
3. 国と都道府県の折半案
4. 先行自治体の独自上乗せ ― 仙台市・東京都の事例
5. 全国の無償化率と地域間の温度差

共通点と相違点

注意点・展望

News coda の見方

まとめ

概要

2026年4月、公立小学校の給食費が全国一律で軽減される制度が始まる。自民党・日本維新の会・公明党の3党は2025年12月18日、対象を公立小学校に限定し、保護者の所得制限を設けず、児童1人当たり月5200円程度を支援する制度設計で合意した [1]。当初は2023年度調査の全国平均である月4700円程度を基準に検討していたが、食材などの物価上昇分を反映するよう自治体側から要望があり、5200円に引き上げられた経緯がある [1]。

制度の建て付けを見ると、「無償化」という言葉が一枚岩の政策ではないことが分かる。国が示す基準額はあくまで下限であり、実際の給食費との差額をどこが埋めるかは自治体ごとに異なる。財源についても、国の歳出改革・租税特別措置見直し、国と都道府県の折半案、地方交付税による財政措置、そして仙台市や東京都のような自治体独自の上乗せ財源という、少なくとも三つの層が積み重なっている。本稿はこの三層構造を一次資料に基づいて整理する。関連して、少子化対策全体の効果検証については少子化対策・子育て政策の評価で論じている。

1. 国の制度設計 — 所得制限なしの一律月5200円

文部科学省が示す制度概要によれば、対象は給食を実施する公立小学校の児童および義務教育学校前期課程、特別支援学校小学部の児童で、給食の形態別に月額の基本額が設定されている。完全給食は小学校5200円・特別支援学校6200円、補食給食は小学校4800円・特別支援学校5800円、ミルク給食は両者とも1200円である [2]。制度の開始時期は2026年4月からとされ、保護者側の申請手続きは原則不要とされている [2]。

3党合意の最大の特徴は、保護者の所得水準にかかわらず一律に支援する設計を採った点にある [1]。これまで一部の自治体が独自に導入してきた無償化施策の多くは所得制限や多子世帯優遇など何らかの条件を伴っていたのに対し、今回の国の制度は所得制限を設けない全国一律の支援という枠組みを選んだ。対象を公立小学校に限定し、私立小学校や中学校を対象外としている点も、制度の輪郭を理解するうえで押さえておく必要がある。

2. 国の財源 — 歳出改革と租税特別措置見直し

財源の手当てについて、高市早苗首相は国費分について「国の歳出改革や租税特別措置の見直しなどによって捻出することを想定している」と説明したとされる [1]。特例公債(赤字国債)の発行に頼らず、歳出削減と税制上の優遇措置(租税特別措置)の見直しによる増収分を組み合わせる方針を示した形だ。

財務省が公表した3党合意に基づく対応方針では、令和8年度(2026年度)の実施に向けて、国の歳出改革や租税特別措置の見直しによる財源確保を前提としつつ、地方負担分については地方財政措置を通じて対応するとされている [1]。裏を返せば、2026年度時点では恒久財源の全体像が完全に固まっているわけではなく、2027年度予算編成・税制改正に向けて財源確保の具体化が続く見通しである。歳出改革の中身や租税特別措置見直しの対象がどこまで具体化するかは、今後の予算編成過程で焦点になる。

3. 国と都道府県の折半案

制度を支える費用分担の仕組みも一様ではない。3党合意では、給食費支援に必要な経費を国と都道府県で半分ずつ負担する案が示され、地方負担分については地方交付税による財政措置で対応するとされている [1]。地方交付税は、税源の乏しい自治体でも標準的な行政サービスを提供できるよう財源を保障する制度であり、基準財政需要額への算入を通じて都道府県・市区町村に配分される。地方財政の制度全体の仕組みについては地方交付税制度の岐路で詳しく解説している。

この折半案は、都道府県側にとって新たな財政負担を意味する。国が基準額と負担割合を決め、都道府県がその一部を分担し、実際に給食を実施する市区町村が現場の運営を担うという三層構造は、国の政策決定と地方の財政実務が必ずしも一致しない場面を生みやすい。特に都道府県分の負担が地方交付税の算定にどう反映されるかは、交付団体か不交付団体かによって実質的な負担感が変わってくるため、財政力の異なる都道府県間で受け止め方に差が出る可能性がある。

4. 先行自治体の独自上乘せ — 仙台市・東京都の事例

国の基準額はあくまで下限であり、実際の給食費がこれを上回る自治体では、差額を独自財源で埋めるかどうかの判断を迫られる。仙台市は2026年度から市立小学校の給食費を完全無償化する方針を発表した。市長会見によれば、国の基準額は児童1人当たり月5200円だが、仙台市の実際の食材料費は月額約7000円と見込まれており、差額(月額約1800円相当)を市独自に負担することで保護者負担をゼロにする設計とした。これに伴い、市は年間でおおむね10億円程度の独自財源が必要になると見込んでいる [4]。

東京都は仙台市とは異なる経路をたどってきた。都教育委員会は2024年度から「東京都公立学校給食費負担軽減事業」を実施し、区市町村が保護者負担を軽減する費用の2分の1を都が補助する仕組みを設けた。2024年度当初の交付申請では都内57自治体が対象となり、交付額はおよそ171億円に

上った [5]。都はその後も区市町村向けの財政支援を段階的に拡充しており、都内の市区町村が給食費の完全無償化に踏み切りやすい環境づくりを進めてきた経緯がある [5]。都道府県レベルの独自の財政支援策という点では、自治体財政を支えるふるさと納税制度の運用実態も参考になる。詳細はふるさと納税と自治体財政を参照されたい。

以下は、主体別の負担構造を整理したものである。

主体	対象範囲	負担額・財源	備考
国	公立小学校の給食費 (所得制限なし)	月額5200円を基準額として支援。歳出改革・ 租税特別措置見直しで捻出	2026年4月開始 [1][2]
都道府県	国基準額の一部を分担	国と都道府県で経費を半分ずつ負担。地方負 担分は地方交付税で措置	全国知事会への提案を 経て調整 [1]
市区町村(仙 台市の例)	市立小学校の給食費 全額	国基準5200円との差額(月額約1800円)を独 自財源で負担。年間約10億円	2026年度から完全無 償化 [4]
都道府県(東 京都の例)	区市町村の給食費軽 減事業への補助	費用の1/2を都が補助(2024年度は57自治 体・約171億円)	補助拡充で無償化を後 押し [5]

5. 全国は無償化率と地域間の温度差

文部科学省が2024年6月に公表した「学校給食に関する実態調査」によれば、全国1794自治体のうち約3割にあたる547自治体が、小中学校などで給食費を全員対象に完全無償化していることが明らかになった [3]。同調査では、2017年度時点で無償化を実施していた自治体が全体の約4%にとどまっていたことも示されており、この数年間で無償化に踏み切る自治体が急速に増えてきたことがうかがえる [3]。

時点	完全無償化を実施する自治体数	全自治体に占める割合
2017年度	少数(全体の約4%)	約4%
2023年度(2024年6月公表調査)	547自治体	約30.5%(1794自治体中)

この数字は、国の制度が始まる前から自治体独自の判断で無償化が広がっていたことを示す一方、残り約7割の自治体は少なくとも部分的な保護者負担を続けてきたことも意味する。財政力の異なる自

自治体間で無償化の進み方に差が生じてきた背景には、独自財源を確保できるかどうかという財政基盤の違いがある。

共通点と相違点

3党合意・国の制度設計・仙台市・東京都の各層に共通するのは、給食費という保護者の直接負担を軽減する方向性そのものである。所得制限を設けないという設計方針も、国の制度と仙台市の上乗せ措置に共通している。

一方で相違点も明確である。第一に、負担の起点が異なる。国の制度は基準額を示す形の支援であるのに対し、仙台市のように実際の食材料費が基準額を上回る自治体は、独自財源で差額を埋めなければ「完全」無償化にはならない。第二に、都道府県の関与のあり方が異なる。折半案における都道府県は国と並ぶ費用負担者だが、東京都の事業は区市町村の取り組みを後押しする補助制度という性格が強く、両者は制度上の位置づけが異なる。第三に、財源の性質も異なる。国の財源は歳出改革・租税特別措置見直しという中期的な財政運営の話であるのに対し、仙台市の10億円や東京都の171億円は、それぞれの単年度予算で手当てされる自治体の一般財源である。

注意点・展望

現時点で明らかになっている情報には、なお不確定な要素が残る。第一に、国の歳出改革や租税特別措置見直しの具体的な中身は、2027年度予算編成・税制改正に向けて詰められる段階にあり [1]、恒久財源としての制度設計が完全に固まったわけではない。第二に、都道府県との折半案は全国知事会への提案という位置づけであり [1]、都道府県側の合意形成や、財政力の異なる都道府県間での負担感の違いが今後の調整過程に影響し得る。第三に、対象が公立小学校に限定されているため、私立小学校や中学校の保護者負担、およびアレルギー等により給食提供を受けていない児童生徒への対応は、別途の検討課題として残る。

自治体側の対応にも幅がある。仙台市のように独自財源を投じて基準額との差額を埋める自治体がある一方、財政基盤の弱い自治体では国の基準額どおりの支援にとどまる可能性があり、結果として「完全無償化」の実態に地域差が生じる余地は残る。東京都のように都道府県が区市町村を財政的に後押しする仕組みが他の道府県にも広がるかどうか、今後の焦点になる。

Newsoda の見方

本サイトが注目するのは、「無償化」という一つの言葉の下に、国・都道府県・市区町村という三つの異なる財政主体の意思決定が積み重なっている点である。国の基準額と財源方針、都道府県の負担割合、市区町村の独自上乗せは、それぞれ別の予算編成プロセスと政治判断を経て決まる。この三層構造を分けて見なければ、「給食費が無償になる」という表面的な理解にとどまり、実際にどの主体がどの程度の財政リスクを負っているのかが見えにくくなる。



Newsoda

ファクトとデータで読み解く、ビジネスニュース解説。

Q 記事を検索



トップ ビジネス マーケット 経済 国際 オピニオン

国・都道府県・市区町村の財政リスクを可視化する。

今後6～12か月で観察すべき変数は以下の通りである。

- 2027年度予算編成・税制改正で、租税特別措置見直しの対象品目や歳出改革の具体策がどこまで明示されるか
- 全国知事会が国と都道府県の折半案にどう応じ、都道府県間で負担の受け止め方にどの程度の差が生じるか
- 仙台市・東京都以外の自治体で、国基準額との差額を独自財源で埋める動きがどこまで広がるか
- 文部科学省の次回実態調査で、完全無償化を実施する自治体の割合が2026年度制度開始後にどう変化するか

まとめ

2026年4月に始まる公立小学校の給食費無償化は、月5200円・所得制限なしという国の制度設計が土台にあるが、その財源は国の歳出改革・租税特別措置見直し、国と都道府県の折半案、そして自治体独自の上乗せ財源という三層構造で成り立っている [1][2][4][5]。文部科学省の調査では、国の制度が始まる前から全国の約3割の自治体が独自に完全無償化を実施していたことも明らかになっており [3]、財政基盤の違いが無償化の進み方に地域差を生んできた実態がうかがえる。制度の恒久財源や都道府県間の負担調整は、なお今後の予算編成過程で詰められる段階にあり、その具体化の行方が2026年度以降の制度の安定性を左右する。

令和8年度流山市介護保険特別会計補正予算(第2号)概要資料

歳 入			歳 出		
款	補正額 (千円)	説 明	款	補正額 (千円)	説 明
1 保険料	－		1 総務費		
2 国庫支出金	597	◎地域支援事業交付金（介護予防事業） 令和7年度決算に伴う過年度追加交付分 3,016,000円 ◎保険者機能強化推進交付金 令和8年度交付決定額に伴う減額 △1,128,000円 ◎介護保険保険者努力支援交付金 令和8年度交付決定額に伴う減額 △1,291,000円	2 保険給付費	－	
3 支払基金交付金	10,494	◎令和7年度決算に伴う過年度追加交付分 10,494,000円	3 地域支援事業費	－	
4 県支出金	2,539	◎介護給付費負担金 令和7年度決算に伴う過年度追加交付分 436,000円 ◎地域支援事業交付金（介護予防事業） 令和7年度決算に伴う過年度追加交付分 2,103,000円	4 財政安定化基金拠出金	－	
5 寄付金	－		5 基金積立金	－	
6 繰入金	3,289	◎介護保険介護給付費準備基金繰入金 3,289,000円 ○令和7年度低所得者保険料軽減負担金の確定に伴う返還金 863,175円 ○財源調整 7,000円 ○交付金減額に伴う財源補填 2,419,000円 （保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金）	6 諸支出金	71,961	◎国庫支出金等過年度分返還金拠出事業・国庫支出金等過年度分還付金等 【補正前】○令和7年度介護給付費分・地域支援事業費分 25,000,000円…① 【補正後】○介護給付事業分 返還金（国） 94,580,778円…A ○地域支援事業分 返還金（支払基金） 1,328,944円…B ○低所得者保険料軽減負担金 返還金 863,175円…C （国費 575,450円 県費 287,725円） ◎返還金小計（A+B+C） 96,772,897円…② ●補正額小計（①－②） 71,772,897円…③ ○地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金分（国） 187,305円…④ ◎返還金合計（②+④） 96,960,202円…⑤ 【補正額】⑤－①≒ 71,961,000円
7 繰越金	54,855	◎繰越金 令和7年度決算における実質収支のうち令和7年度決算に伴う返還金を繰越すための減額補正 【補正前】 25,000,000円…① 【補正後】 令和7年度決算 15,585,160,681円（歳入総額）－15,245,164,749円（歳出総額） ＝339,995,932円（実質収支） 339,995,932円（実質収支）－260,141,212円（基金積立金） ＝79,854,720円…② 【補正額】②－①＝54,855,000円			
8 諸収入	187	○令和6年度地域介護・福祉空間整備補助金に係る仕入れ控除税額の返還金 187,305円			
9 財産収入	－		7 予備費	－	
今回補正額計	71,961		今回補正額計	71,961	
補正前	15,985,030		補正前	15,985,030	
補正後	16,056,991		補正後	16,056,991	